

交野市子ども・子育て支援事業計画

素案

平成 26 年 9 月
交野市

目次（構成案）

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 子育てを取り巻く状況	5
1 人口等の動向	
2 ニーズ調査結果の概要	
第3章 次世代育成支援行動計画における取り組みの評価	30
第4章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	
2 子育てしやすいまちづくりへの方向性	
3 基本視点	
4 施策の体系	
第5章 施策の展開	44
第6章 計画の目標値等	59
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関する考え方と推進体制	
第7章 計画の推進	70
1 推進体制の充実	
(1) 庁内における各部署の連携強化	
(2) 関係機関や市民との協力	
(3) 国・府との連携	
2 計画の点検・評価に向けて	

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、市でも平成 17 年 3 月に「交野市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援の充実をめざして、様々な取り組みを進めてまいりました。さらに、平成 22 年 3 月には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。本計画は、子どもの成長・発達にあわせて、切れ目なく支援する計画としています。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することが必要です。

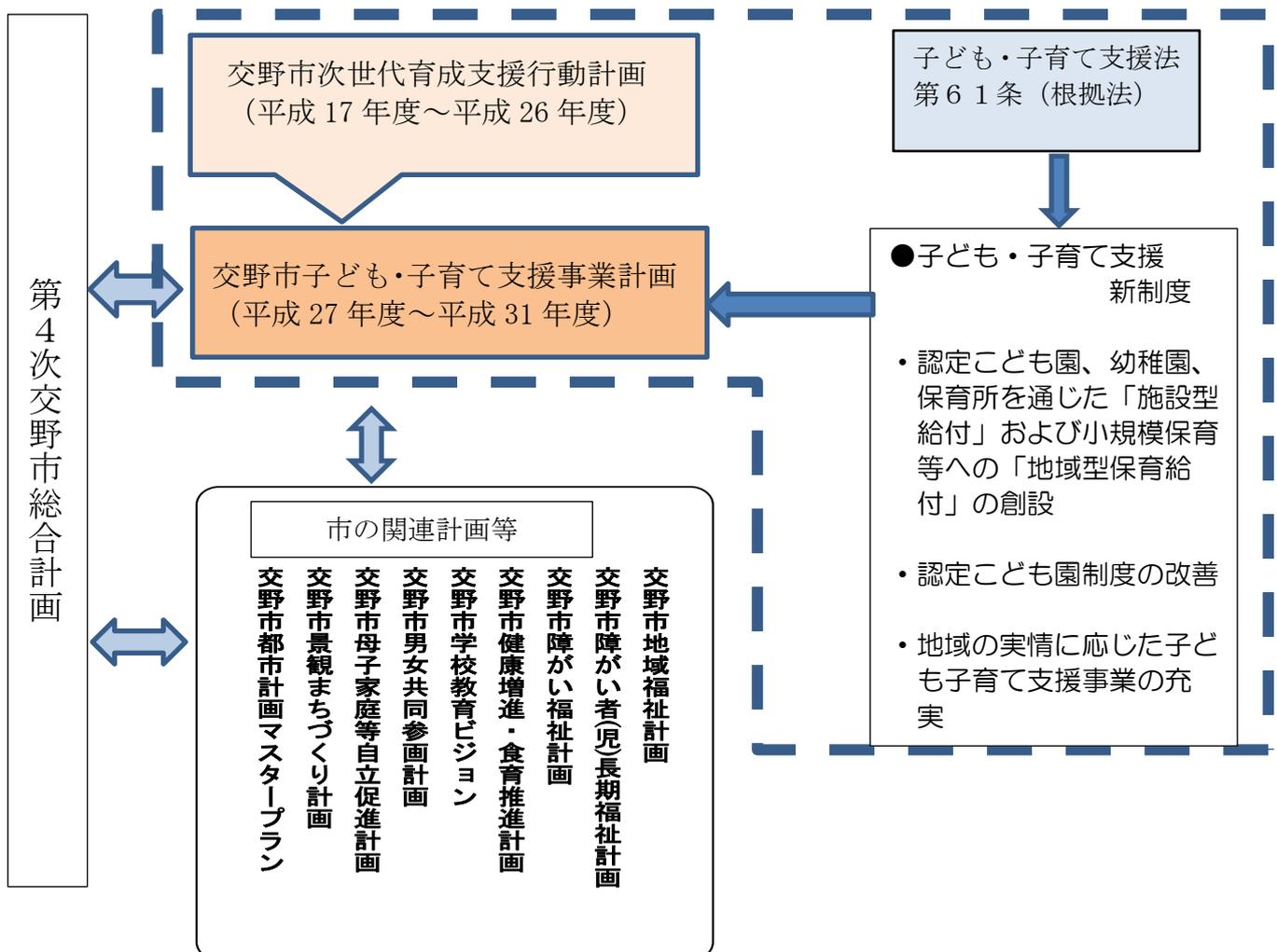
このため、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5 年間を一期とする「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を実施するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

子ども・子育て支援法の基本理念（子ども・子育て支援法第2条抜粋）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。

平成	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	交野市次世代育成支援後期行動計画									
						交野市子ども・子育て支援事業計画				

第2章

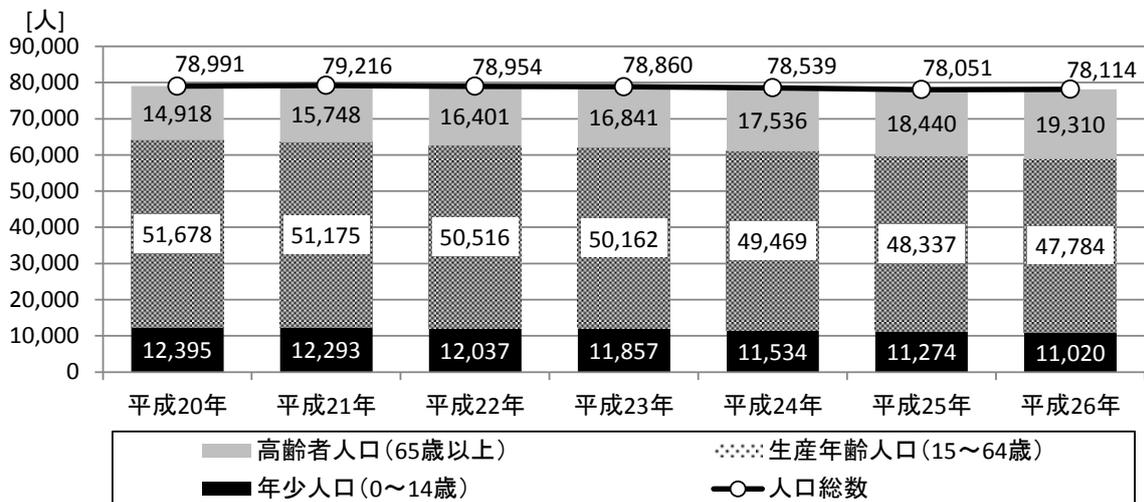
子育てを取り巻く状況

1 人口等の動向

(1) 人口の推移

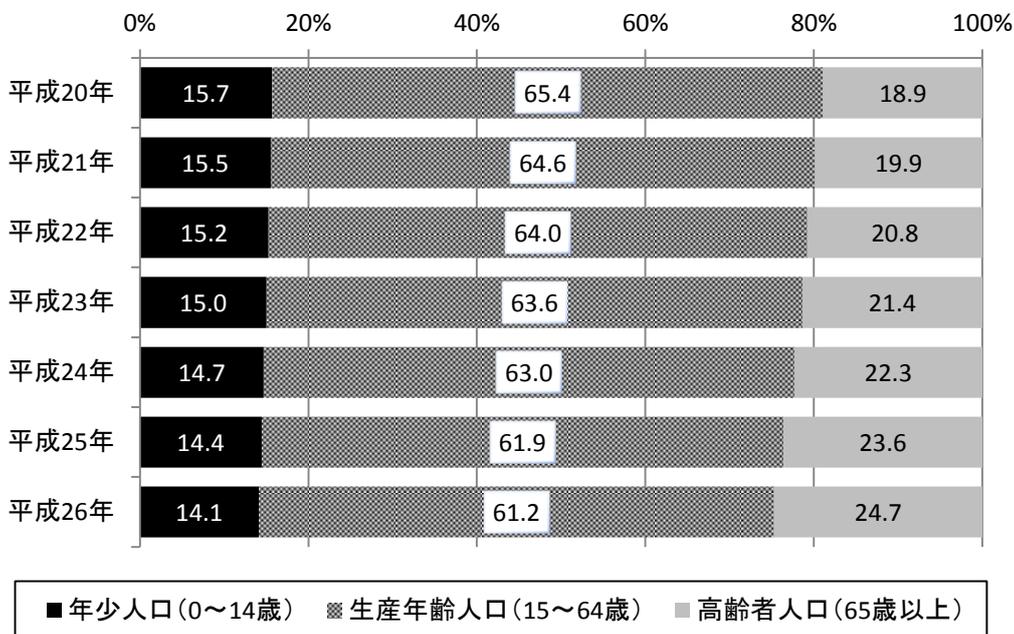
交野市の人口は、平成21年以降、徐々に減少し、平成26年3月現在で78,114人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。

図表 総人口の推移



資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

図表 年齢3区分人口構成比



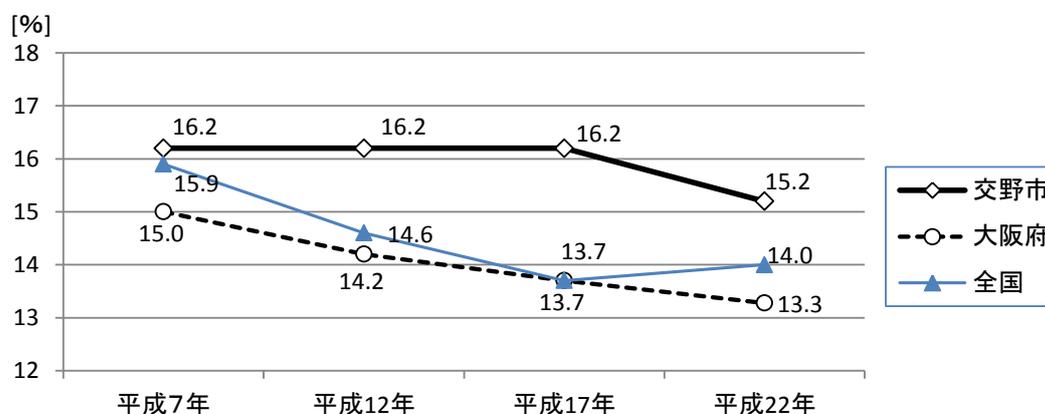
資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

(2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合について国勢調査結果でみると、平成7年以降横ばいでしたが、平成22年には15.2%に下がっています。しかしながら、国や大阪府に比べると、高い割合を保っています。

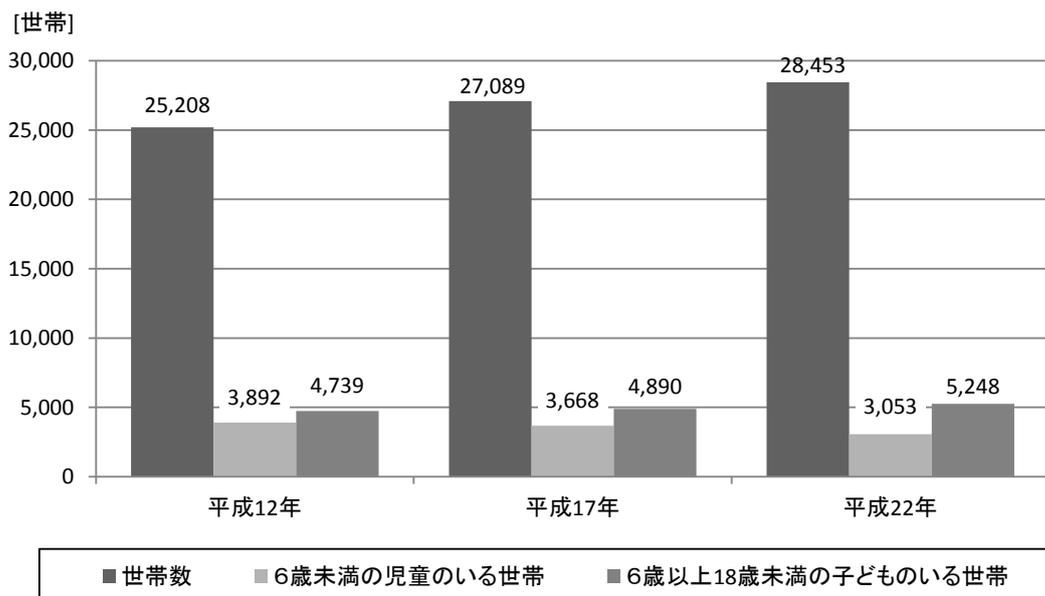
また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満で減少傾向にあります。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査

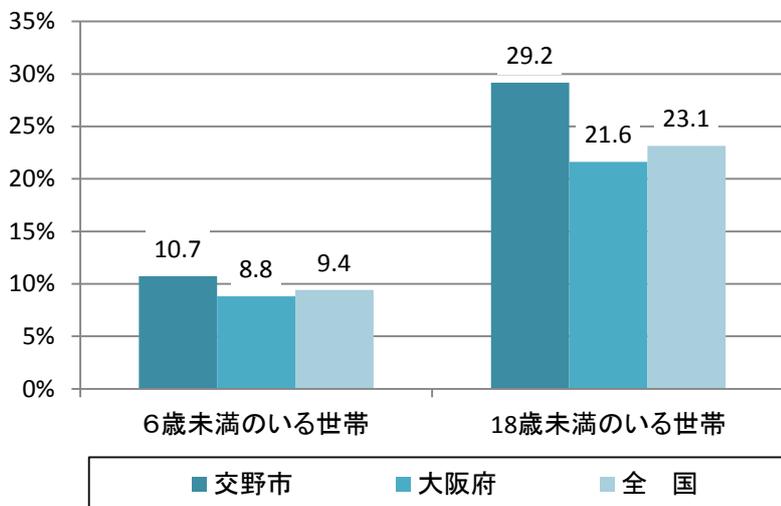
図表 子どものいる世帯数（平成12年から22年）



資料：国勢調査

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる割合は、交野市 10.7%、大阪府 8.8%、全国 9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 29.2%、大阪府 21.6%、全国 23.1%となっています。大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

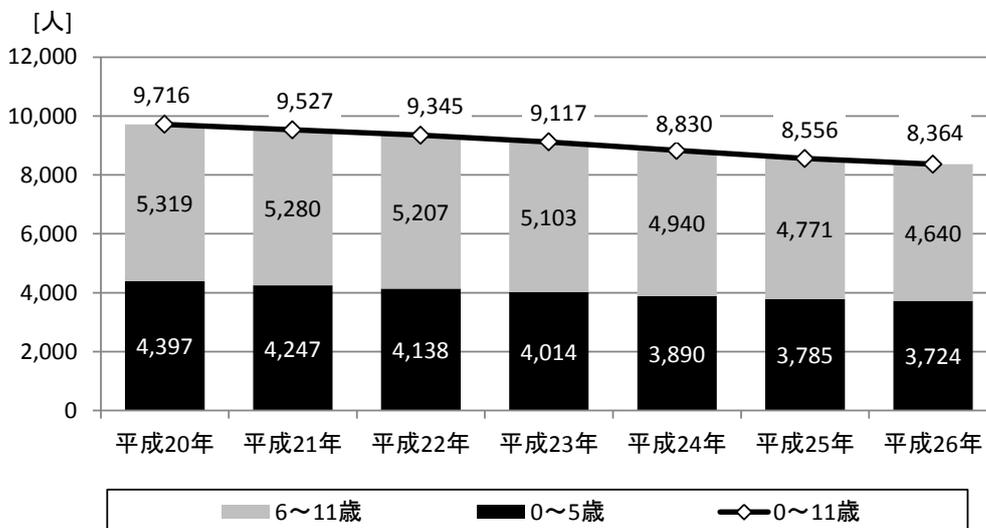
図表5 子どものいる世帯割合の比較（平成22年）



資料：国勢調査（各年10月1日）

交野市の0～11歳人口の推移をみると、平成20年より、0～5歳人口は4千人台、6～11歳人口は5千人台で減少傾向をたどり、平成24年にはそれぞれ3千人台、4千人台となり、その後も減少しています。

図表 0～11歳人口の推移



資料：「交野市の人口」情報課広報担当（各年3月末）

交野市の0～11歳の将来人口をみると、平成26年より、すべての年齢で減少傾向が見込まれています。

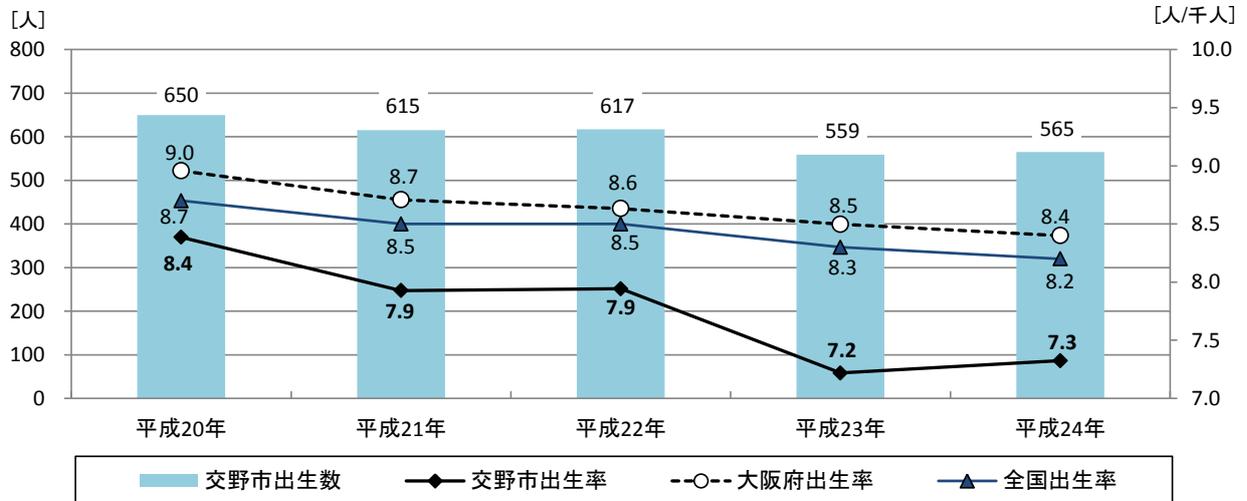
図表 0～11歳人口の将来推計

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
				見込	見込	見込	見込	見込
0歳	508	559	530	518	512	505	500	498
1歳	630	533	615	597	601	577	569	564
2歳	661	640	567	548	533	536	514	507
3歳	665	674	658	633	612	593	597	573
4歳	719	668	690	649	626	605	588	589
5歳	707	711	664	634	596	575	555	539
6歳	705	714	734	700	669	630	607	587
7歳	798	724	713	681	651	623	585	564
8歳	788	793	721	695	664	635	606	570
9歳	881	790	792	724	699	669	638	610
10歳	869	881	795	759	696	670	642	613
11歳	899	869	885	810	775	708	682	653

(3) 出生数・出生率の推移、大阪府・全国との比較

交野市の近年の出生数をみると、平成20年には650人でしたが、減増を経て平成24年に565人となっています。これにともない、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成24年の出生率は7.3パーミルとなっており、国や大阪府よりも低い値で推移しています。

図表 出生数・出生率の推移

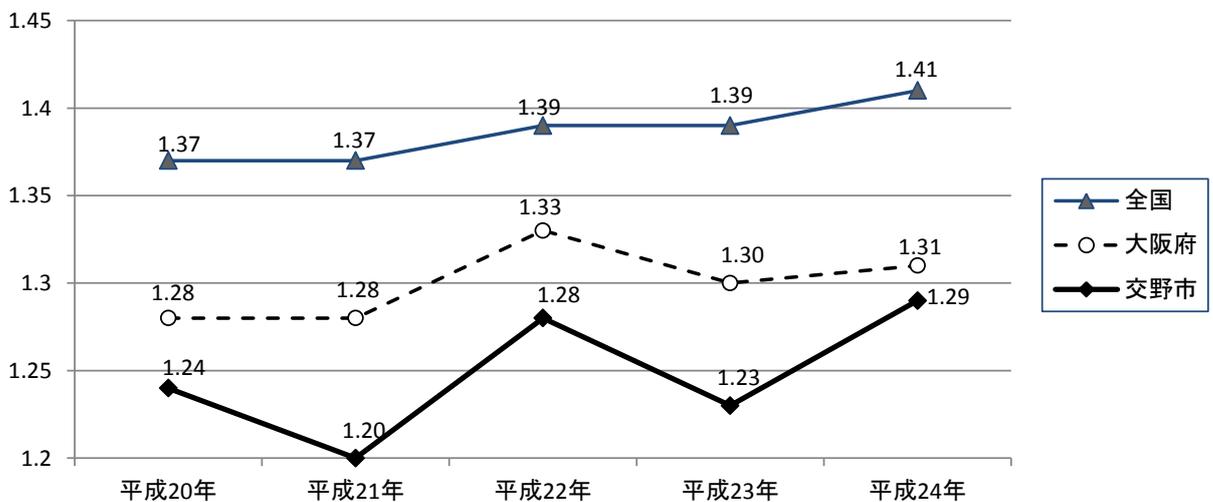


資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

(4) 合計特殊出生率の推移、大阪府・全国との比較

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成20年より減増を経て、平成24年に1.29となっています。平成20年よりも0.05ポイント上昇していますが、国・府に比べると低い値で推移しています。

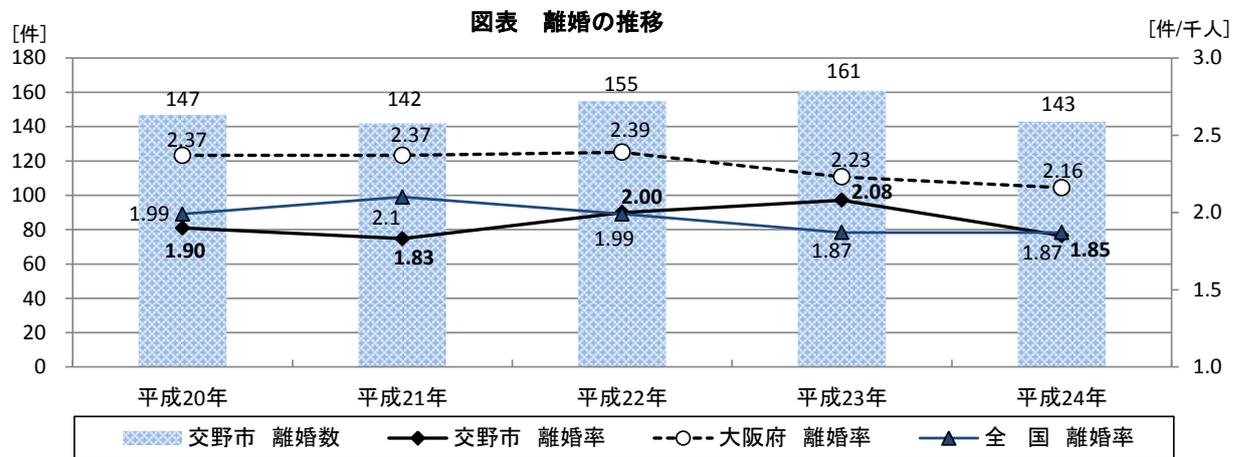
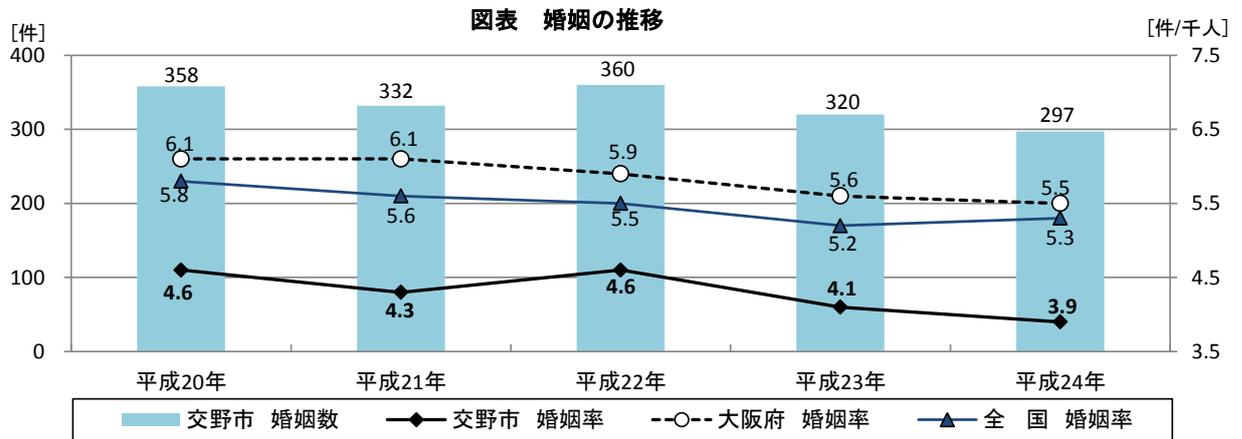
図表 合計特殊出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計、交野市健やか総務室 ※出生率は人口千対

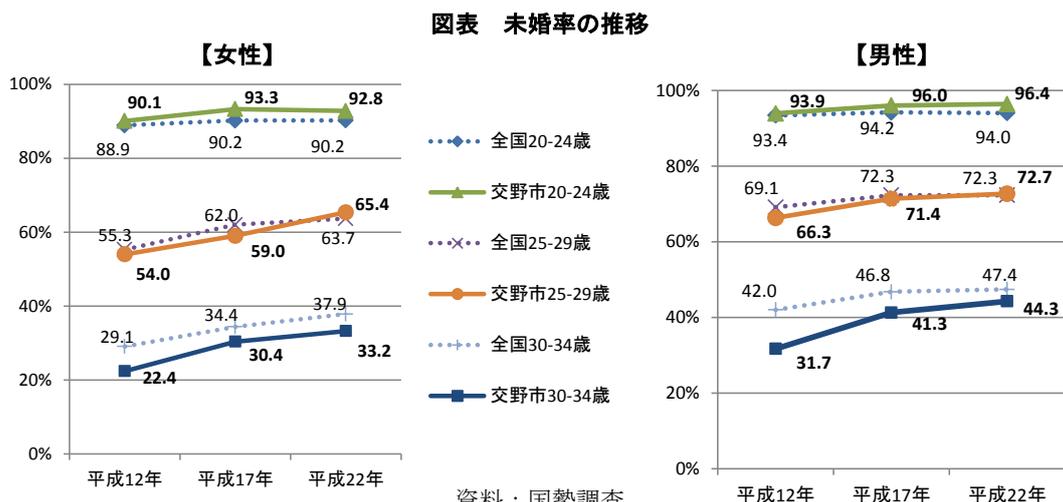
(5) 婚姻等の状況

交野市の近年の婚姻数をみると、平成20年には358件でしたが、減増を経て平成24年に297件となっています。離婚数は、平成20年の147件から減増を経て平成24年に143件となっています。婚姻率、離婚率ともに府・国に比べて低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

交野市の未婚率をみると、男女ともに20～24歳では全国より高くなっていますが、30～34歳では全国に比べて低い値で推移しています。

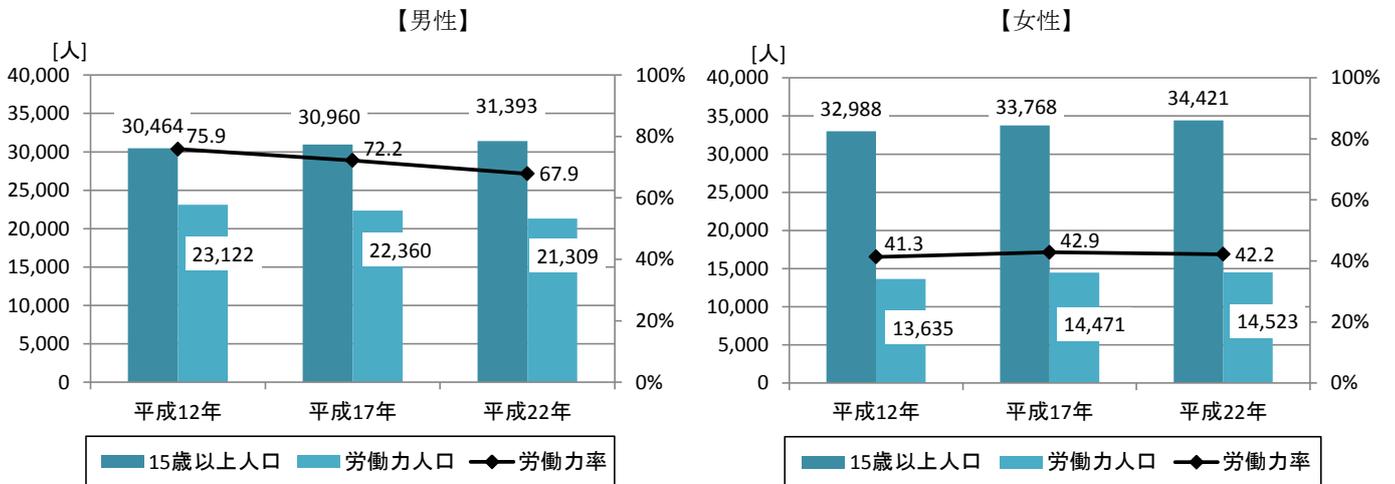


資料：国勢調査

(6) 労働力状態

平成22年の国勢調査によると、交野市の労働力人口は、35,832人で、うち男性が21,309人、女性が14,523人となっています。平成12年からの変化を見ると、男性の労働力人口は減少傾向の一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。また労働力率は、男性で低下傾向、女性で増減を繰り返しています。

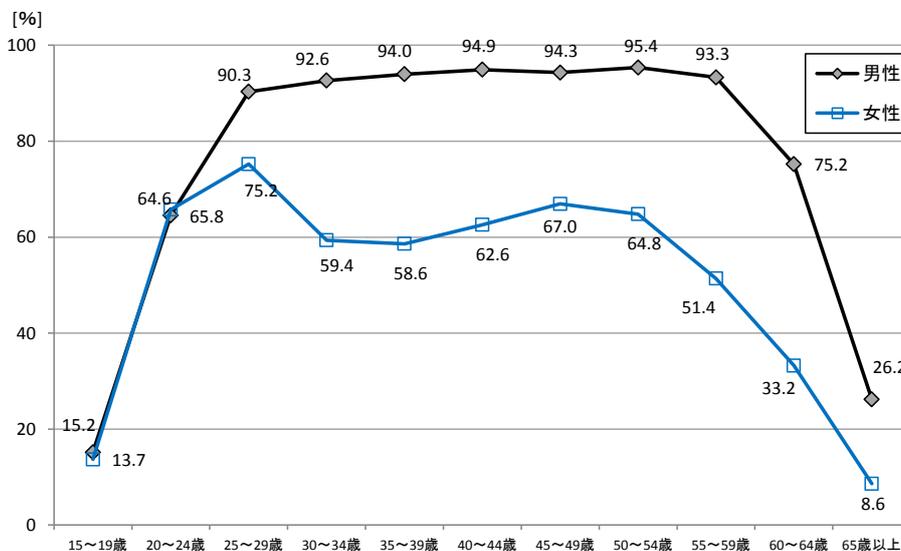
図表 労働力人口



資料：国勢調査

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代でいったん労働力率が5割台に落ち込んだ後高くなり、45歳以上で低下していきます。40歳以上では45～49歳の67.0%が最も高い労働力率となっていますが、25から29歳の75.2%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（平成22年）



資料：国勢調査より算出

図表 年齢階級別女性労働力率の比較（2010年）

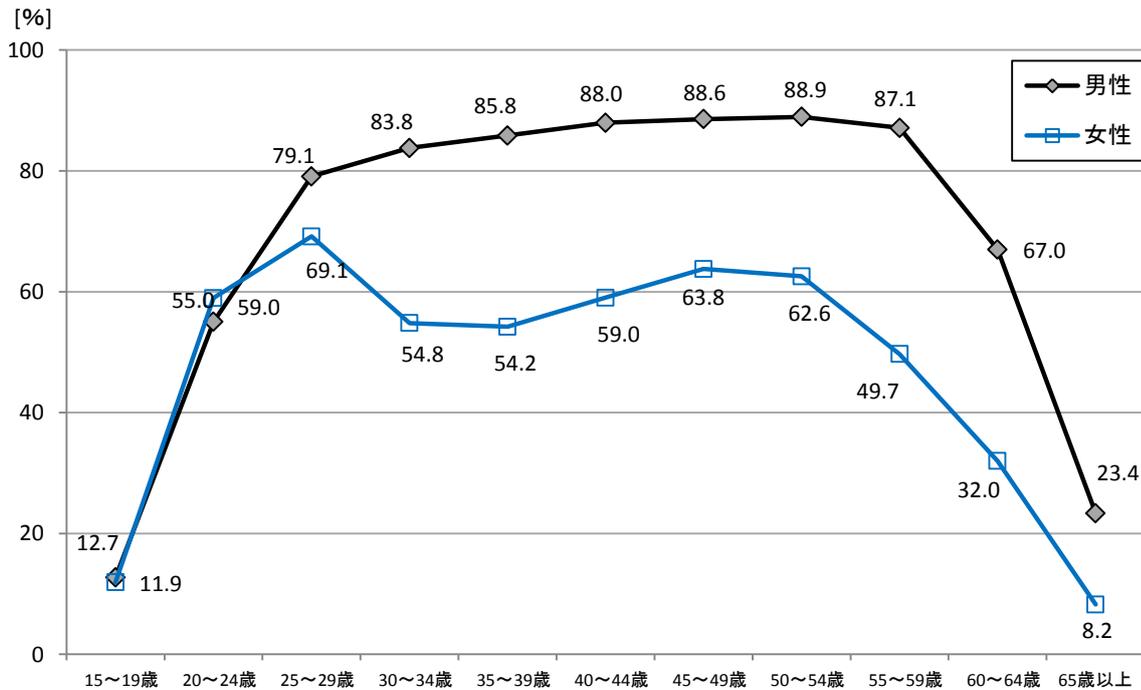
	交野市	大阪府	全国
合計	42.2	43.9	47.0
15 から 19 歳	13.7	16.3	14.9
20 から 24 歳	65.8	61.8	66.0
25 から 29 歳	75.2	68.5	72.4
30 から 34 歳	59.4	59.7	64.7
35 から 39 歳	58.6	58.1	64.0
40 から 44 歳	62.6	62.4	68.4
45 から 49 歳	67.0	66.3	72.2
50 から 54 歳	64.8	64.0	70.5
55 から 59 歳	51.4	55.8	61.8
60 から 64 歳	33.2	41.6	45.7
65 歳以上	8.6	12.9	14.1

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市 42.2%、大阪府 43.9%、全国 47.0%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、25 から 29 歳の労働力率が大阪府や全国と比べて高くなっている一方、40 歳以上の労働力は全国と比べ低くなっています。

交野市の年齢階級別・男女別の就業率を見ると、男性では、30～59 歳にかけて就業率が 8 割台となっているのに対し、女性では、30 歳代でいったん 5 割台に落ち込んだ後、上昇して 6 割台となり、45 歳以上で低下していきます。40 歳以上では 45～49 歳の 63.8%が最も高い就業率となっていますが、25～29 歳の 69.1%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別就業率（平成 22 年）



資料：国勢調査より算出

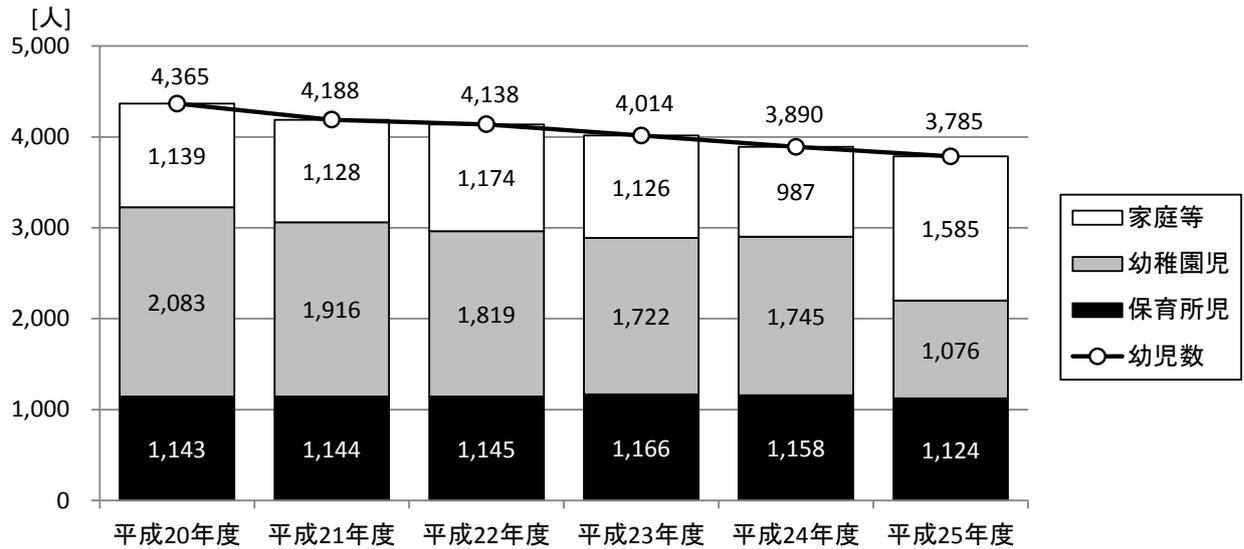
(6) 行政サービス等の状況

①就学前児童の保育等の状況

本市における就学前児童数（幼児数）は、減少しています。保育所児は、平成20年度から平成23年度まで増加傾向をたどり平成24年度より減少に転じています。一方、幼稚園児は、平成20年度から平成23年度まで減少傾向をたどり平成24年度に増加に転じました。

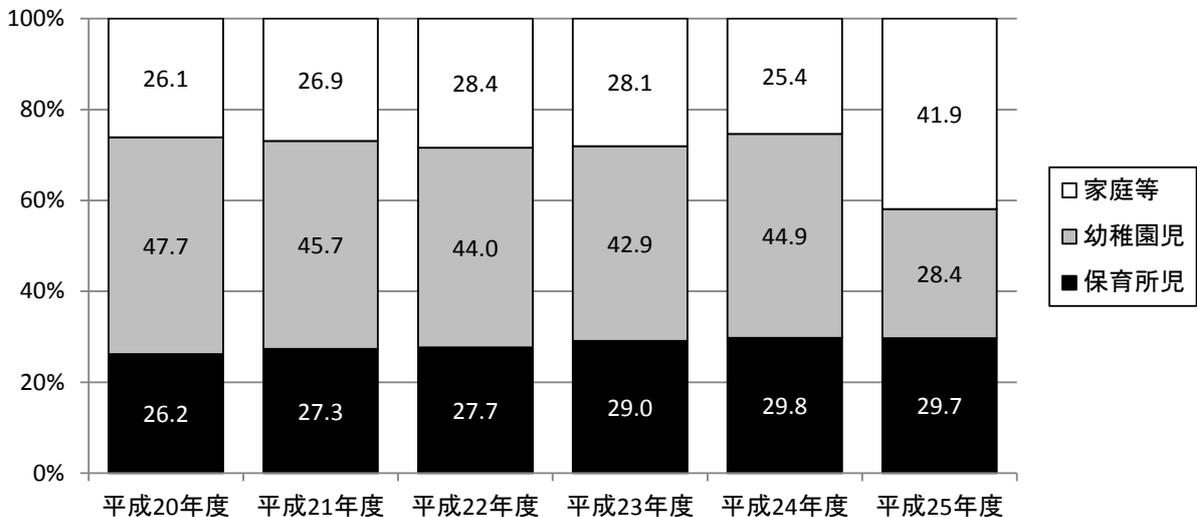
保育所や幼稚園に通わない層（家庭等）も含めて構成割合をみると、保育所児は2割半から3割の間で、また幼稚園児は4割台で推移しています。

図表 就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況



資料：交野市

図表 就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況（構成割合）



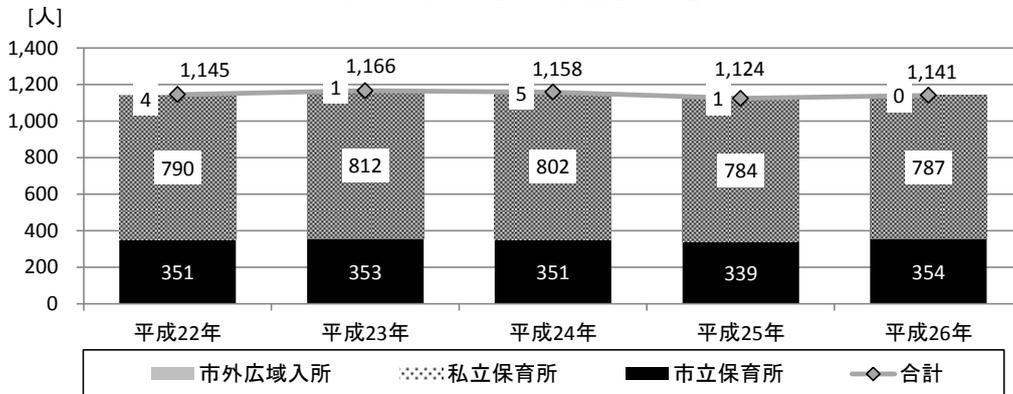
資料：交野市

②保育所の状況

1) 保育所の定員及び園児数の推移

本市には、公立保育所3箇所、私立保育園7箇所の合計10箇所の認可保育所があります。平成22年からの入所児童数をみると、市立保育所では、定員数の350人前後で推移していますが、私立保育所では、定員数の785人を上回る児童数を経て平成25年より定員割れから、平成26年には2名超過となっています。

図表 保育所の定員及び園児数の推移

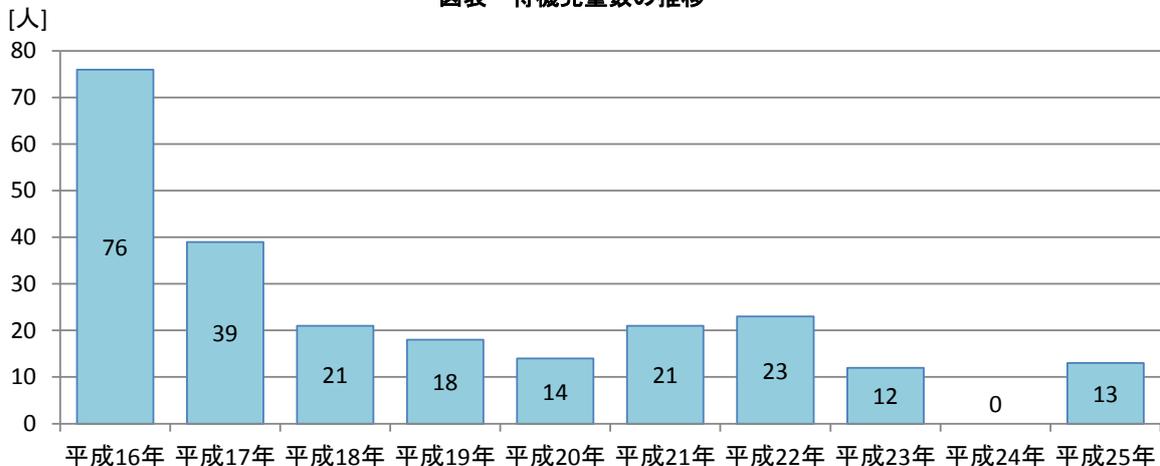


また、本市においては、すべての保育所(園)で7時~19時までの延長保育事業を実施し、一部の私立保育所においては、19時30分までの延長保育を実施しています。

2) 保育所の待機児童の推移

本市の待機児童数は、平成16年の76人から大幅な減少を経て、平成24年には待機児童ゼロとなりましたが、平成25年には13人となっています。今後も待機児童を解消する基盤づくりが必要となります。

図表 待機児童数の推移



資料：交野市

3) 保育サービス等の状況

○一時預かり等の対応

保育所(園)に入所していない家庭においても、保護者の疾病や育児疲れ解消などを理由に一時的に児童を預かる一時預かり事業については、私立保育園 2 箇所まで実施しており、年間の延べ利用数は平成 24 年度から減少傾向となっています。

提供区域 2 区域別にみると、一時預かり事業は、各区域に 1 箇所あり、1・2 中学校区の利用が増加しています。

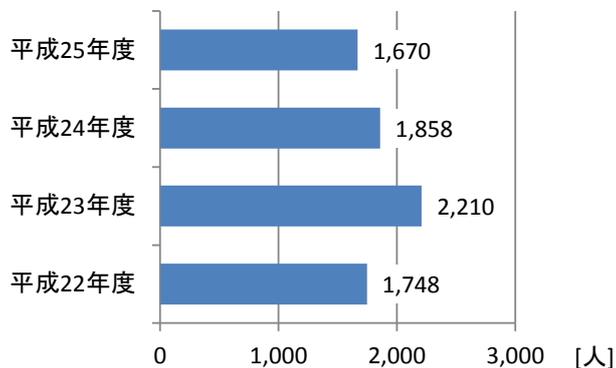
○休日・夜間等の対応

保護者の就労形態の多様化している中、日曜、祝日、夜間等における保育事業については、次世代育成支援行動計画で利用ニーズが少なかったことから、ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ)で対応を行ったが、利用は伸びませんでした。

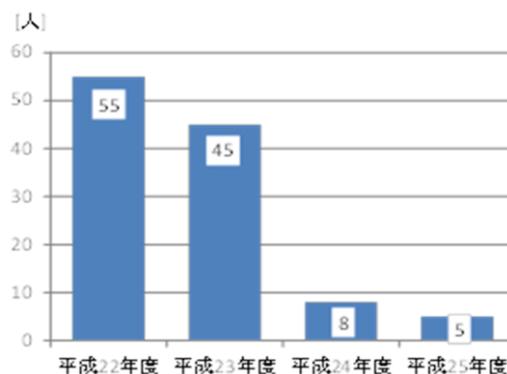
また、保護者の疾病、仕事等の理由により家庭での養育が困難になった場合に一時的に児童を養護する子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)については、市外の 4 箇所の児童養護施設等に委託して実施しています。利用状況は、平成 22 年度以降 0 件となっています。

病児保育については、実施に向け調査を行い、医療機関への働きかけを行いました。

図表 一時預かり事業(延べ利用人数)



図表 休日・夜間保育の利用状況

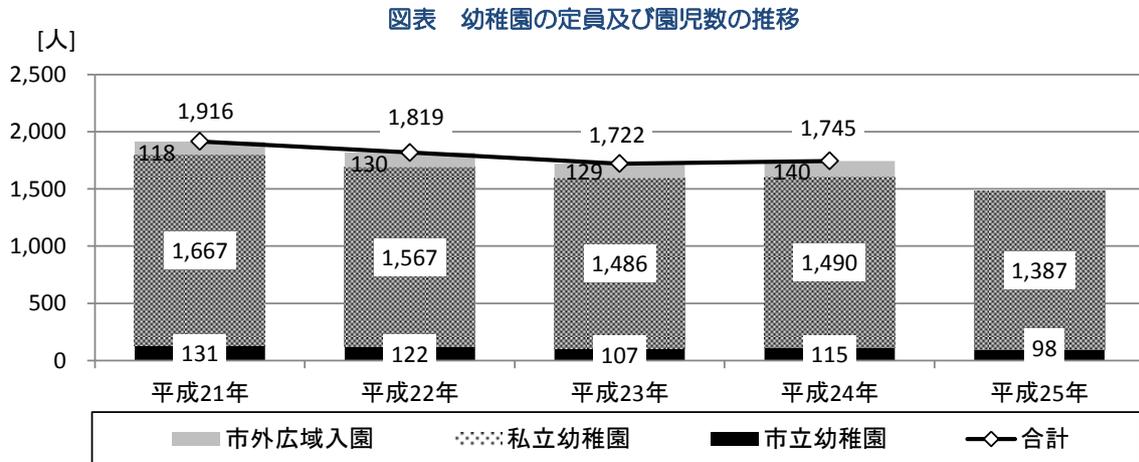


③幼稚園の状況

1) 幼稚園の定員及び園児数の推移

本市には、市立幼稚園3箇所、私立幼稚園6箇所の合計9箇所の幼稚園があります。

平成21年からの入所状況をみると、市立幼稚園では、定員数の180人を下回る園児数で推移しており、私立幼稚園でも、定員数の1,825人を下回る園児数で推移しています。



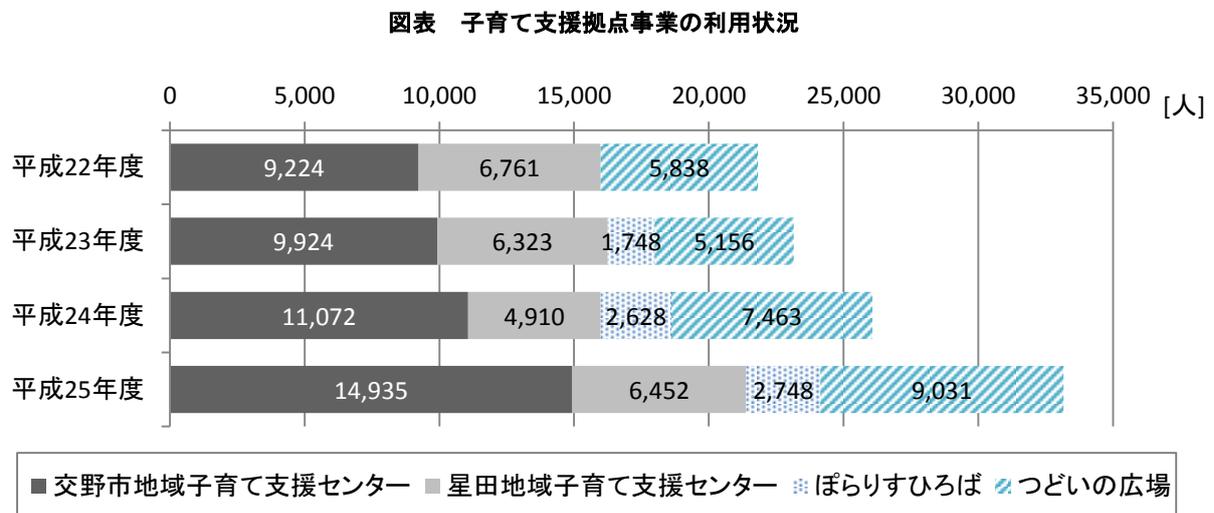
※私立幼稚園の人数には、他市からの市外広域入園を含む。

④地域の子育て支援の状況

1) 子育て支援拠点事業

本市では、在宅で子育てをする保護者を支援するため、中学校区に1箇所設置し地域子育て支援拠点事業を展開しています。地域における子育ての相談や、遊び場・情報提供、子育て講習会、を実施し、子育て家庭と地域をつなぐ地域の子育て支援拠点としての機能を担っています。

各拠点において、利用者数、相談件数ともに概ね増加傾向にあります。



※「ぼらりすひろば」は平成23年度より実施

【交野市地域子育て支援センター】

	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	4,371	4,890	5,444	7,265
延べ来所者数（親・子）	人	9,224	9,924	11,072	14,935
相談件数	件	117	100	53	193
開所日数	日	196	244	245	245

【星田地域子育て支援センター】

	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	3,302	3,028	2,335	3,148
延べ来所者数（親・子）	人	6,761	6,323	4,910	6,452
相談件数	件	18	8	7	41
開所日数	日	256	254	257	237

【ぼらりすひろば】

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	874	1,241	1,293
延べ来所者数（親・子）	人	1,748	2,628	2,748
相談件数	件	64	50	88
開所日数	日	145	141	143

【つどいの広場】

	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来所者	組	2,704	2,477	3,603	4,231
延べ来所者数（親・子）	人	5,838	5,156	7,463	9,031
相談件数	件	2	4	17	48
開所日数	日	137	136	132	134

2) 子育てサロン

子育てサロンとは、乳幼児を子育て中の方が子連れで歩いていけるところで、校区福祉委員や地域のボランティアと一緒に集い、楽しく仲間づくりを行う活動です。

本市では、各小学校区福祉委員会により、地域の集会所や公民館等の施設において展開しています。

3) ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助してほしい方（依頼会員）と子育てを援助したい方（提供会員）、またはその両方を行いたい方（両方会員）が行う会員制の相互援助活動システムです。

0歳（おおむね生後3か月）から小学校6年生までのお子さまを対象としています。

■ファミリー・サポート・センターの活動実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
提供会員（人）	71	74	83	87
依頼会員（人）	327	374	416	464
両方会員（人）	14	14	17	19
会員合計（人）	412	462	516	570
活動件数（件）	2,065	2,553	3,133	1,944

■援助の場所

※基本的には提供会員宅ですが、ご希望により依頼会員宅にもお伺いします。

※また病院や幼稚園等におけるの付き添い保育等もお受けします。

※どんな援助が必要かにより、ご相談に応じます。

※病児および病後児の保育はお断りしています

4) ネットワーク事業

校区福祉委員会、子育てボランティア、子育てサークル、民生委員・児童委員、主任児童委員、ども家庭サポーター、保育所（スマイルサポーター）、幼稚園などとの関係機関が連携し、情報を共有し、子育て支援を推進するネットワークの構築を図るものです。本市に事務局を置きネットワーク会議の開催により、地域ぐるみの子育てネットワークの整備に努めています。

⑤母子保健事業の状況

1) 妊婦健康診査補助

妊婦支援として、母子健康手帳交付時の看護職対応の徹底、安心・安全な妊娠・出産に向けて、妊婦健康診査補助金額を増額し実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助回数(回)	14	14	14	14

2) こんにちは赤ちゃん訪問事業

生まれてから 4 か月を迎えるまでの間に、健康増進課の助産師・保健師・民生委員児童委員・主任児童委員が家庭訪問を行い、赤ちゃんの健康状態や、産後の生活、育児支援に関する情報提供、育児相談等を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数(件)	621	539	570	542

3) 乳幼児健診

お子さんの健やかな心身の成長を願って実施しています。保健・育児・栄養・むし歯予防等について幅広く子育てのお手伝いをしています。

⑥小中学校での状況

1) 小学校児童数

本市の小学校児童数は、平成17年より減少傾向にあります。

(人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
交野小	668	811	734	699	665
星田小	394	498	444	433	421
郡津小	880	886	728	684	692
岩船小	276	363	408	406	386
倉治小	564	613	605	609	620
妙見坂小	246	256	436	450	434
長宝寺小	426	453	362	339	312
旭小	636	521	486	494	473
藤が尾小	268	351	428	432	420
私市小	358	429	429	421	397
合計	4,716	5,181	5,060	4,967	4,820

資料：市学校管理課、指導課（各年5月1日現在）

2) 放課後児童健全育成事業

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在籍児童数(人)	657	698	659	638

3) 中学校生徒数

本市の中学校生徒数は平成17年より22年の5年間では増加がみられ、平成23年にも増加していますが、平成24年に減少し3,036人となっています。

(人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
第一中学校	505	509	539	567	549
第二中学校	703	704	716	706	652
第三中学校	614	577	580	592	623
第四中学校	453	466	517	548	557
関西創価中学校	674	658	658	658	655
合計	2,949	2,914	3,010	3,071	3,036

資料：市学校管理課、指導課（各年5月1日現在）

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査実施概要

本計画の策定のため、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

■調査実施要項

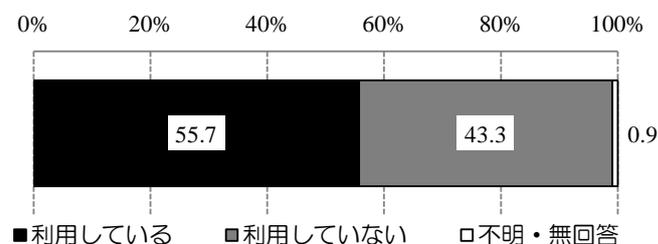
調査地域	交野市全域
調査対象	●交野市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者 (就学前児童調査) 1,800人 ●交野市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者 (小学生調査) 1,200人
調査期間	平成25年12月19日～平成26年1月16日
調査方法	住民基本台帳を基に対象児童を持つ世帯を無作為抽出し、 郵送配布・郵送回収
回収結果	●就学前児童調査：856件（回収率：47.6%） ●小学生調査：564件（回収率：47.0%）

(2) 調査結果概要

①教育・保育事業の利用状況

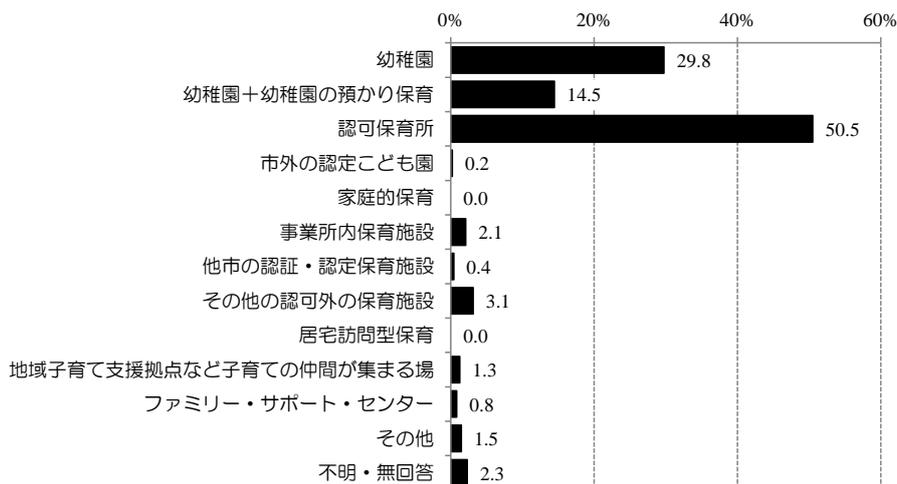
就学前児童の保護者に定期的な教育・保育事業の利用についてたずねたところ、「利用している」が55.7%となっています。

図表 定期的な教育・保育事業の利用有無／就学前児童（N=856）



定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(50.5%)が最も高く、次いで「幼稚園」(29.8%)となっています。

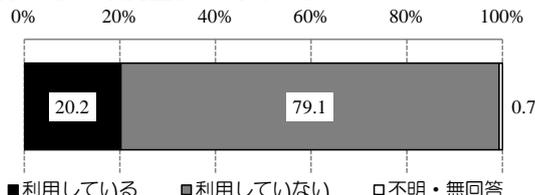
図表 定期的にご利用している教育・保育事業／就学前児童 (N=477)



②放課後児童会の利用有無

小学生の保護者にたずねた放課後児童会の利用有無は、「利用している」が約2割(20.2%)に対して、「利用していない」が約8割(79.1%)となっています。

図表 放課後児童会の利用有無／小学生 (N=564)

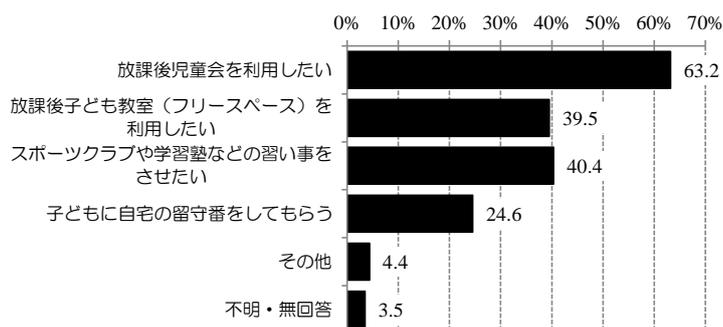


③放課後の過ごし方

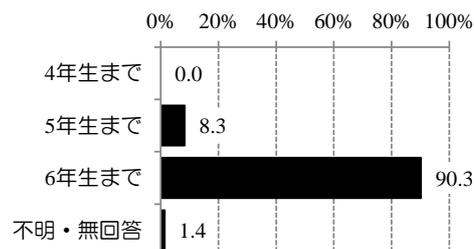
放課後児童会を利用している小学生の保護者に、小学校4年生以降の放課後の過ごし方をたずねたところ、「放課後児童会を利用したい」(63.2%)が最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」(40.4%)となっています。

希望する利用学年は、「6年生まで」(90.3%)が最も高くなっています。

図表 放課後児童会の利用有無／小学生 (N=114)

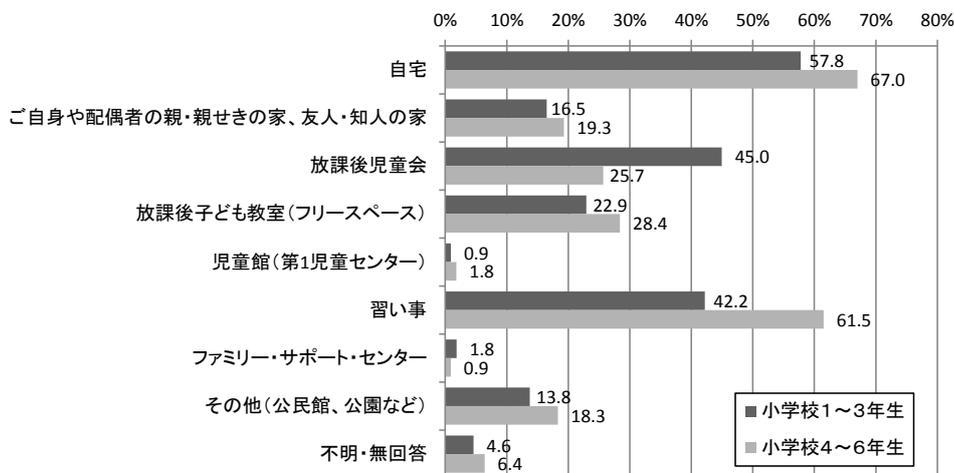


図表 放課後児童会の希望利用期間／小学生 (72)



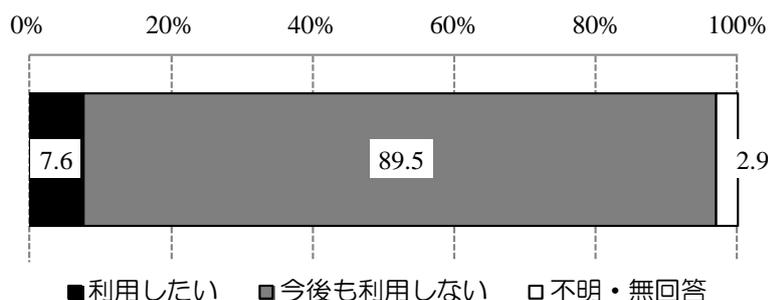
次年度就学予定者の保護者にたずねた就学後の放課後の過ごし方については、小学校1～3年生の間及び小学校4～6年生の間ともに「自宅」が最も高く、それぞれ57.8%、67.0%となっています。次いで、小学校1～3年の間は「放課後児童会」(45.0%)、「習い事」(42.2%)、小学校4～6年生の間では「習い事」(61.5%)、「放課後子ども教室」(28.4%)となっています。

図表 放課後の過ごし方／就学前児童 (N=109)



放課後児童会を利用していない小学生の保護者に、放課後児童会の利用意向をたずねたところ、約9割(89.5%)の方が「今後も利用しない」と回答しています。

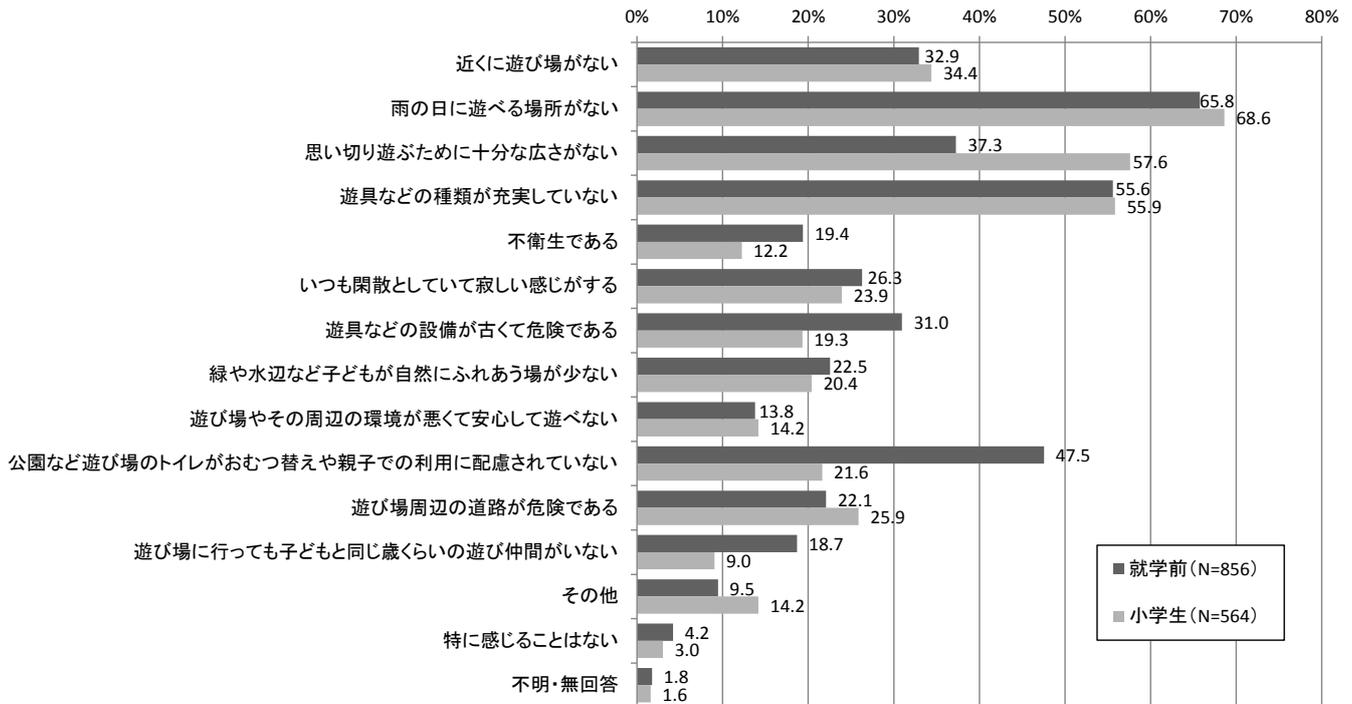
図表 放課後児童会の利用意向／小学生 (N=446)



④子どもの遊び場について

子どもの遊び場について日頃感じることをたずねたところ、就学前及び小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も高く、それぞれ65.8%、68.6%となっています。次いで、就学前では「遊具などの種類が充実していない」(55.6%)、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」(47.5%)となっており、小学生では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(57.6%)、「遊具などの種類が充実していない」(55.9%)となっています。

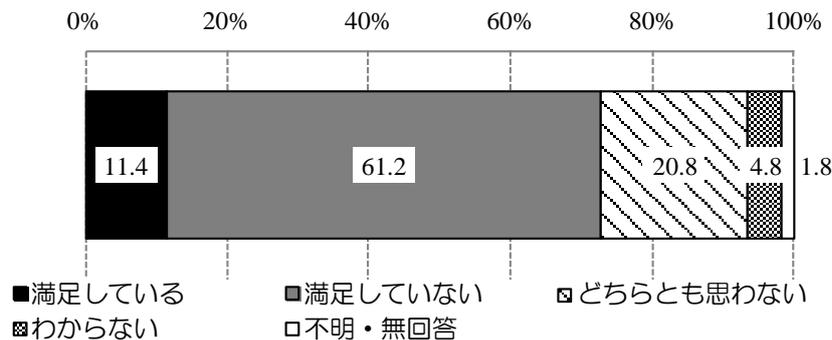
図表 子どもの遊び場について日頃感じること



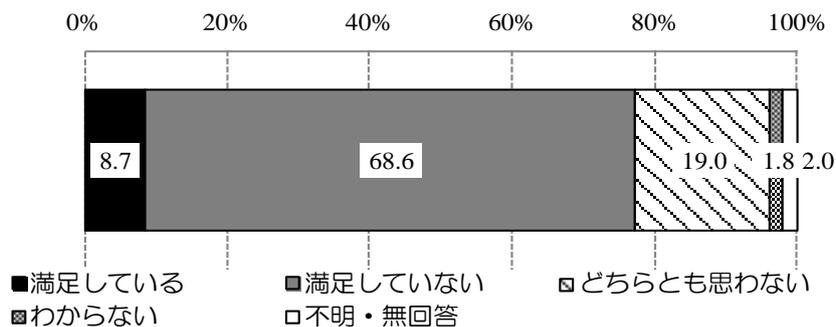
子どもの遊び場についての満足度は、就学前児童で「満足していない」が最も高く（61.2%）、次いで「どちらとも思わない」（20.8%）となっています。

また、小学生では「満足していない」が最も高く（68.6%）、次いで「どちらとも思わない」（19.0%）となっています。

図表 子どもの遊び場についての満足度／就学前児童（N=856）



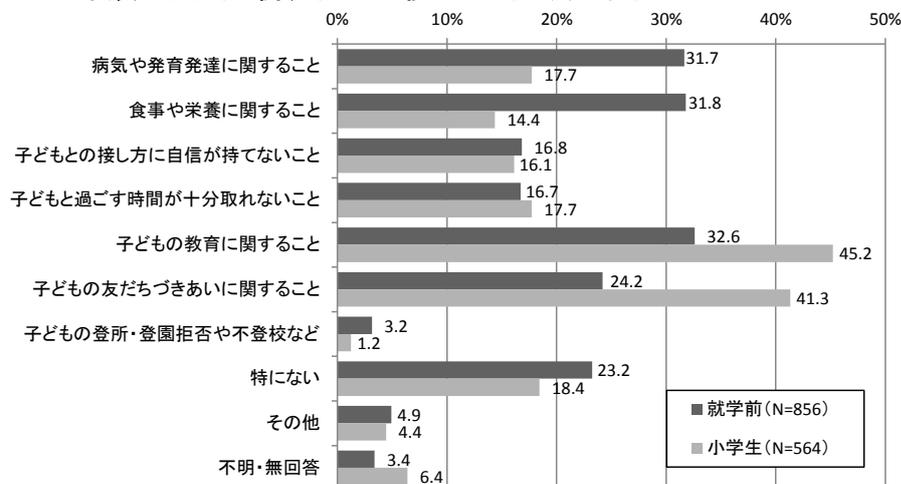
図表 子どもの遊び場についての満足度／小学生（N=564）



⑤子どもの悩み

保護者にたずねた子どもに関することで悩んでいる・気になることについては、就学前、小学生ともに「子どもの教育に関すること」が最も高く、それぞれ 32.6%、45.2%となっています。次いで、就学前では「食事や栄養に関すること」(31.8%)、「病気や発育発達に関すること」(31.7%)、小学生では「子どもの友だちづきあいに関すること」(41.3%)、「特にない」(18.4%)となっています。

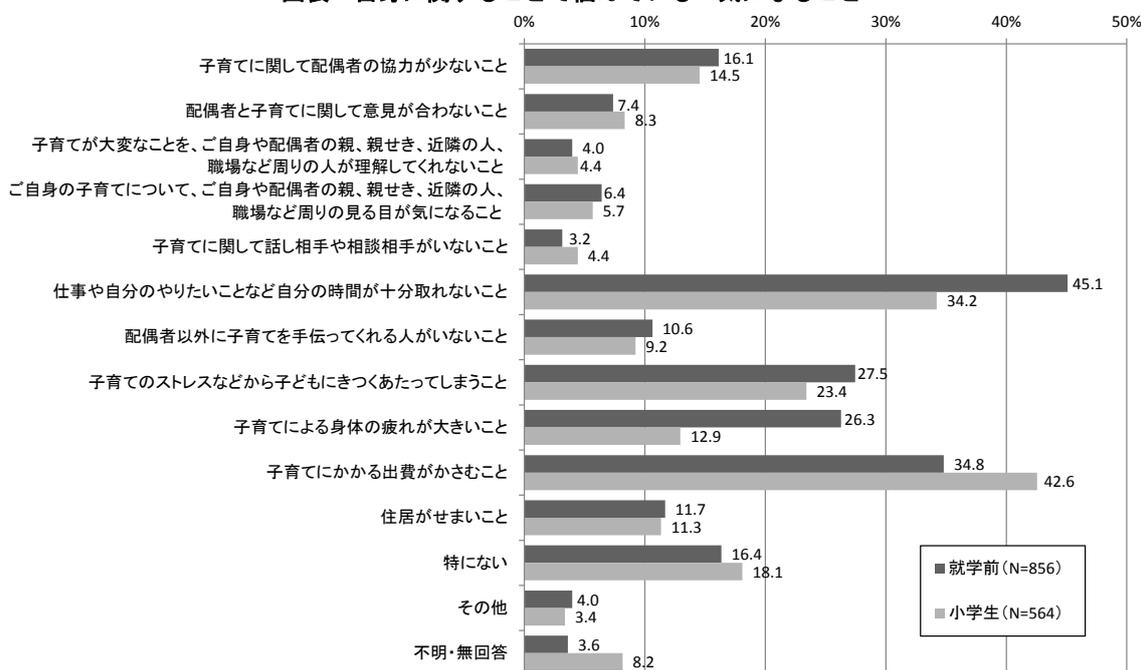
図表 子どもに関することで悩んでいる・気になること



⑥保護者の悩み

保護者にたずねた自身に関することで悩んでいる・気になることでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が就学前で最も多く 45.1%、小学生で 34.2%となっており、「子育てにかかる出費がかさむこと」が就学前で 34.8%、小学生で最も高く 42.6%、なっています。続いて「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が就学前で 27.5%、小学生で 23.4%となっています。

図表 自身に関することで悩んでいる・気になること

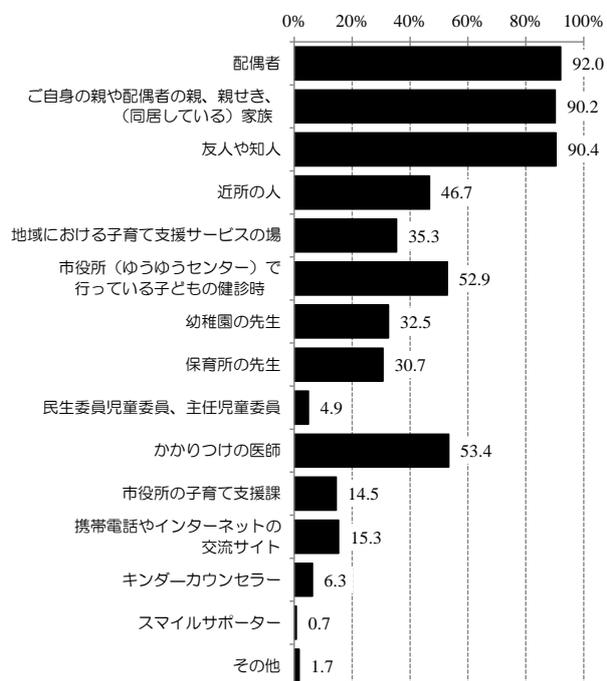


⑦相談先

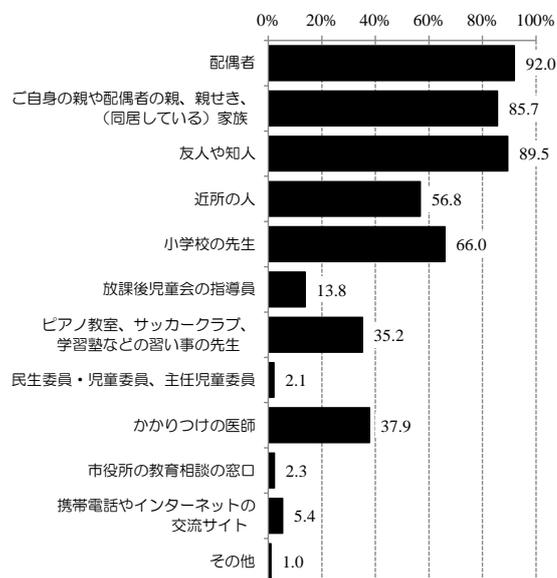
就学前児童の保護者にたずねた気軽に相談できる先は、「配偶者」(92.0%)が最も高く、次いで「友人や知人」(90.4%)、「ご自身の親や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(90.2%)、となっています。

小学生の保護者にたずねた気軽に相談できる先は、「配偶者」が最も高く(92.0%)、次いで「友人や知人」(89.5%)、「ご自身の親や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(85.7%)、となっています。

図表 気軽に相談できる先(人、場所)／就学前児童(N=815)



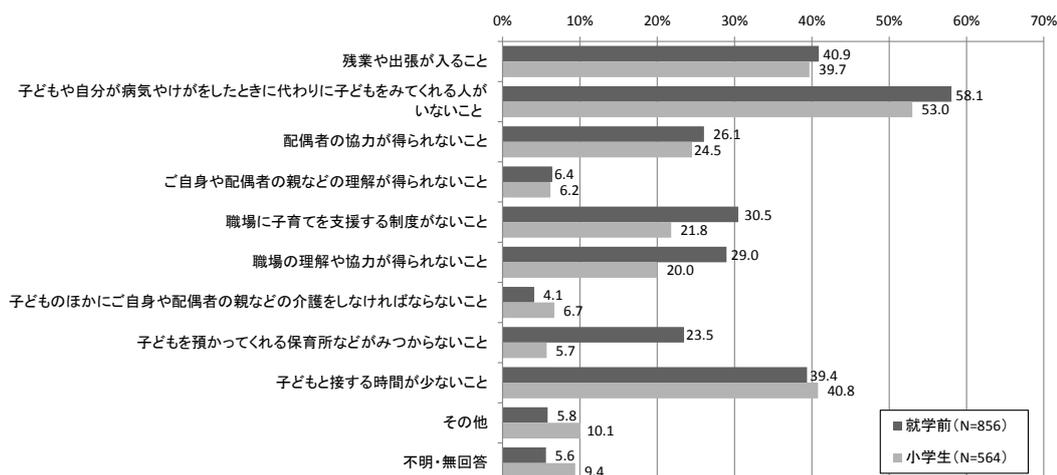
図表 気軽に相談できる先(人、場所)(N=523)



⑧仕事と子育てを両立させる上での課題

保護者にたずねた仕事と子育てを両立させる上での課題は、就学前、小学生ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が最も高く、それぞれ58.1%、53.0%となっています。「残業や出張が入ること」が就学前で二番目に高く40.9%、小学生では39.7%となっており、「子どもと接する時間が少ないこと」が就学前で39.4%、小学生では二番目に高く40.8%となっています。

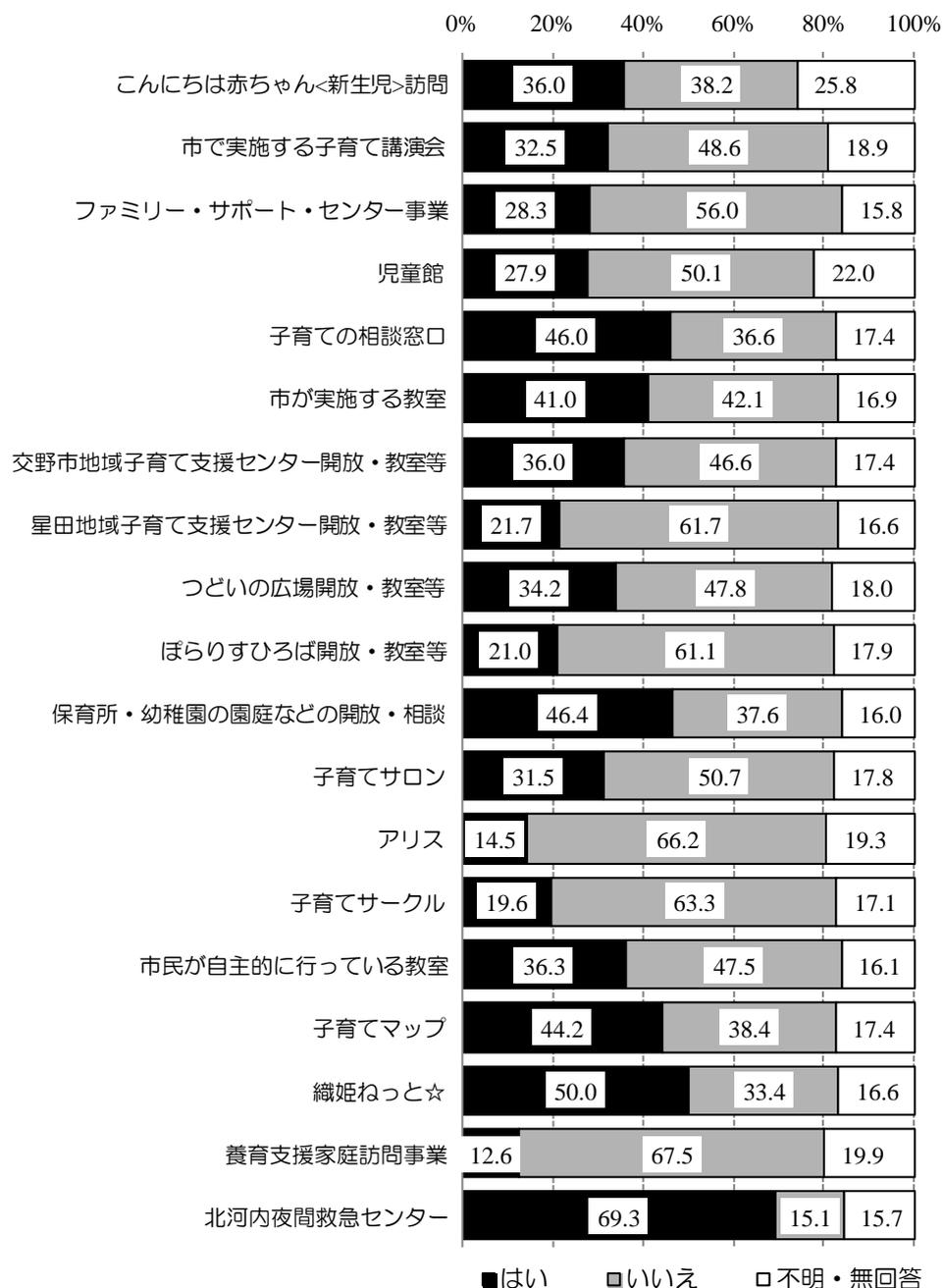
図表 仕事と子育てを両立させる上での課題



㊟子育て支援サービスの利用意向

就学前児童の保護者にたずねた子育て支援サービスの今後の利用意向は、「北河内夜間救急センター」が最も高く（69.3%）、次いで「織姫ねっと☆」（50.0%）、「保育所・幼稚園の園庭などの開放・相談」（46.4%）となっています。

図表 子育て支援サービス・事業の今後の利用意向／就学前児童（N=856）

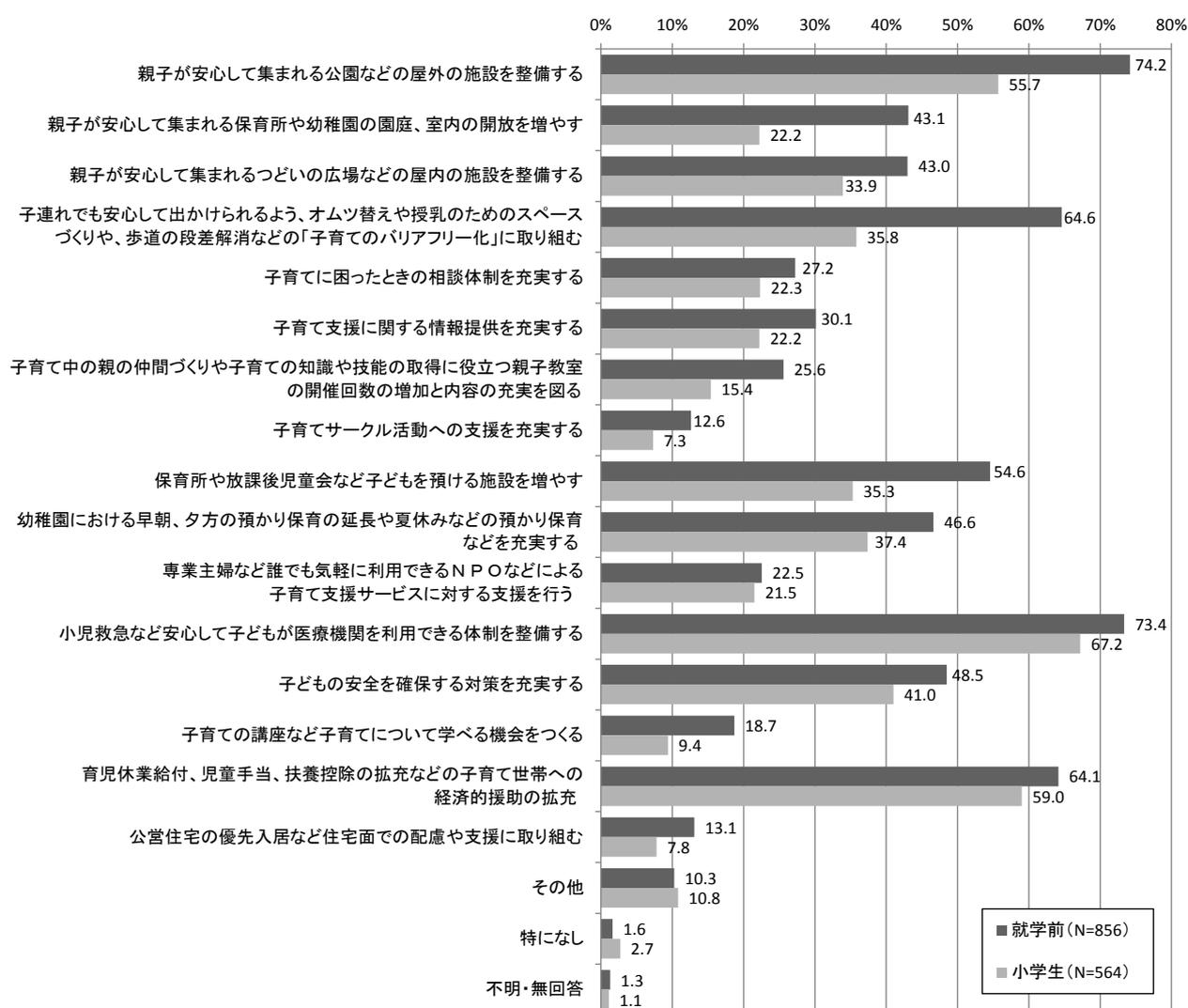


⑩充実してほしい子育て支援サービス

就学前児童の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最も高く（74.2%）、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（73.4%）、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」（64.6%）となっています。

小学生の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も高く（67.2%）、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」（59.0%）、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」（55.7%）となっています。

図表 充実してほしい子育て支援サービス／就学前児童（N=856）



第3章

次世代育成支援行動計画における 取り組みの評価

1. これまでの子育て支援施策（交野市次世代育成支援行動計画）の取り組み

交野市次世代育成支援行動計画の基本理念「子どもいっぱい元気な“かたの”」

【3つの基本視点】

「子どもたち自身の“子育て”の視点」

「子育てする人・家庭の“子育て”の視点」

「地域の“和”の視点」

次の5つの取り組み項目に沿って施策を展開してきました。

- 大項目1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み
- 大項目2. すべての子育て家庭を支える取り組み
- 大項目3. 人権、いのち、健康を守る取り組み
- 大項目4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み
- 大項目5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりの取り組み

2. 特定事業にかかわる事業実績

計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。

事業名	指数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標	担当課
地域子育て支援拠点事業 【センター型】	施設数	1か所 交野市地域 子育て支援 センター	2か所目 開設 星田地域子 育て支援セ ンター	2か所 継続	2か所 継続	2か所 継続	計2か所	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業 【ひろば型】	施設数	1か所 つどいの広場	1か所	2か所 開設	2か所 継続	2か所 継続	計2か所	子育て支援課
	開催日数	週3日	週3日 水・金・土	週3日 月～土	週3回 月～土	週3回 月～土		
地域子育て支援拠点事業 【児童館型】	※第1児童 センター (いくの)	未実施	検討	※ひろば事業（ぼらりすひろば）が近くにできたため。児童館型の支援センター実施については一旦、検討を終了する。			当面実施しない	子育て支援課
一時預かり事業 【保育所型】	施設数	2か所	18人	18人	18人	18人	30人	子育て支援課
		星田保育園 交野保育園	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	
一時預かり事業 【地域密着型】	定員 施設数		制度及び実施是非の検討				検討	子育て支援課

事業名	指数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 目標	担当課
トワイライト ステイ事業	施設数	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	3か所	子育て支援課
ショートステイ 事業	施設数	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	市外 3か所	3か所	子育て支援課
ファミリー・ サポート・セ ンター事業	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	子育て支援課
	会員数							
	提供会員 両方会員	62人	71人	74人	83人	87人		
延長保育事 業	施設数	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	こども園課
病児対応型 事業		未実施	実施に向け検討				実施に向 け検討	子育て支援課
病後児対応 型事業		未実施	実施に向け検討				実施に向 け検討	子育て支援課
体調不良児 対応型事業		未実施	実施に向け検討				実施に向 け検討	こども園課
特定保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による 対応を検討				実施に向 け検討	こども園課
通常保育事業	施設数 定員	10カ所 1,115児	10カ所 1,115児	10カ所 1,135児	10カ所 1,135児	10カ所 1,135児	継続実施	こども園課
休日保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による 対応を検討				当面実施 しない	こども園課
夜間保育事業		未実施	ファミリー・サポート・センターの活用促進による 対応を検討				当面実施 しない	こども園課
放課後児童 健全育成事業	施設数	12カ所 (10校) 680人	12カ所 680人 18:15まで	12カ所 680人 18:15まで	12カ所 680人 18:15まで	12カ所 680人 18:15まで	時間延長 等の拡充	青少年育成課

1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

子育てを地域社会全体で支えるためには、地域の関連機関等が連携し、子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近でより利用しやすい子育て支援サービスの充実、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育て・子育て支援に取り組みました。

【これまでの取り組み】

- 子育てを地域社会全体支えるために、子育て支援ネットワークの構築に取り組み、子育て支援活動をつなぐ交流会（全体会2回）、地域の特性に合わせて中学校区別の地区会（4回）を社会福祉協議会、子育て支援拠点（4箇所）と協働で実施しました。
- 親子で集える場、親同士の出会いと交流、相談の場として、ひろば事業を2箇所設置。
- 相談支援体制として、各相談機関での窓口周知、気軽に相談できる体制づくり、関係機関との連携に努め、子育て支援情報の提供方法として、子育てマップ（2,500部）を作成し、赤ちゃん訪問時、転入時に配布しました。また、よりタイムリーな情報提供として、インターネットを活用した『織姫ねっと』子育てポータルサイトを開設しました。
- 豊かな自然環境を生かし、農業体験、環境教室や講座、いきものふれあいセンター主催行事等を行い、次世代へ豊かな自然環境を継承していく取り組みを実施しました。
- 子どもの居場所づくりとして、学童期はフリースペース（10校）、放課後児童会活動（10校）、児童センターの継続充実に努めました。
- 都市公園（26箇所）、ちびっこ広場（109箇所）については地域と協力連携し、維持管理に向けての取り組みを実施しました。
- 世代間交流として、保育所、幼稚園、校区福祉委員会にて、地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに事業を実施しました。

【更なる取り組み】

- 子育てを地域社会全体で支えるために、子育て支援ネットワークの構築の継続
- 子育て親子の交流の場の継続と充実（開催曜日、時間等の拡充）
- タイムリーな情報発信
- 交野市の魅力である豊かな自然環境を生かした取り組みの充実と継続
- 放課後児童会の運営内容の充実
- 「放課後子ども総合プラン」の推進
 - 放課後児童会と放課後子供教室の連携
 - 放課後子供教室の充実
 - 小学校の余裕教室の活用など
- 公園等の維持管理の継続はもちろん、市民ニーズの高い遊び場の整備等
- 地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等と地域活動、世代間交流活動事業等で継続実施

2. すべての子育て家庭を支える取り組み

仕事と子育てが両立できるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルが選択でき子育てができる支援策や保育サービスの充実に努め、また、子育てにかかわる経済的負担の軽減に努めました。

【これまでの取り組み】

・夫婦共働き世帯が増加し、本市の女性就業率も増加傾向にあるため、仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、子育てに関する意識啓発、育児休業及び看護休業制度等の普及啓発を実施しました。また、職場環境の改善については、家庭、事業主・企業へ随時啓発に努め、職場体験学習の制度受入を依頼し、積極的な子育て支援施策の受入れを依頼するための取組を実施しました。年1回男女共同参画フェスティバル開催しました。

・地域と子育て家庭をつなぐ仕組みづくりとして、地域子育て支援センターを開設（2箇所設置）。子育ての相談や遊び場・情報交換、子育て講習会等を実施し、子育て家庭と地域をつなぎ、地域の子育て支援拠点として充実に努めました。また、子育て不安などを抱える家庭等を訪問し、乳幼児全戸訪問の実施や乳幼児健診未受診児訪問を積極的に実施しました。

・保護者が病気の時やリフレッシュ等、一時的に子どもを預ける必要がある時に利用できる、一時預かり事業、トワイライトステイ事業（3箇所）、ショートステイ事業（4箇所）、ファミリー・サポート・センター事業（1箇所）を実施しました。

・多様なニーズに応じた保育サービスとして、待機児童の解消に努め、延長保育、障がい児保育を全保育所（10園）で実施し、障がい児保育の推進に向け、交流保育等の取り組みを実施しました。休日保育、夜間保育、特定保育については、ファミリー・サポート・センター事業で対応してきました。また、病児保育については、実施に向け調査を行い医療機関に対して開設を働きかけました。

【更なる取り組み】

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ・地域子育て支援センターの周知及び機能拡充、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の拡充
- ・待機児童の解消、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育について検証
- ・病児保育の実施。体調不良児保育の実施に向け検討
- ・障がい児保育の推進
- ・自立支援の相談機能、情報提供の充実、就労支援、生活面への支援、子育て世帯への経済的支援

3. 人権、いのち、健康を守る取り組み

児童虐待や不登校などの問題がより深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性が一層高まってきています。子どもがのびのびと成長していけるよう子どもの人権を守る取り組みを進めていきました。また、安心して子どもを生みゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、母と子の健康づくりと子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期からの健康づくりや食育の取り組み、障がいのある子どもへの支援の取り組みを進め、子どものいのち、健康を守る取り組みを推進しました。

【これまでの取り組み】

- 児童虐待等の問題に対応するため、交野市要保護児童対策地域協議会（代表会議 1 回/実務者会議 13 回）を開催し児童虐待の早期発見、予防に努め、研修会（3回）を実施しました。また、いじめ不登校への対応として教育相談員（6人）、スクールカウンセラー（4人）の積極的な活用、関係機関との連携を行い、教職員研修会の開催、情報交換、枚方警察の協力の下、生徒指導体制強化を実施しました。
- 母親・子どもの健康と安全の確保のため、妊婦から乳幼児と対象者に合わせての教室を実施し、親同士の交流や育児不安の解消、孤立しない子育て環境づくり、親育てへの支援を実施しました。また、妊婦健康診査補助（補助回数 14 回）を実施し、未熟児訪問事業、赤ちゃん訪問を実施し、産後早期に各家庭と関わる機会が得られたため、より良い育児環境整備支援を実施しました。
- 思春期保健事業として市内小中学校への物品の貸し出しや講座、物乱用防止教室を全小・中学校で実施しました。思春期の相談体制としてスクールカウンセラーの積極的な活用を実施した。
- マタニティー教室や子育てサロン・乳幼児健診において禁煙指導を実施した。
- 食育への取り組みとして食中毒防止、幼少期の栄養指導、学童期の食に関する指導、地域事業への出前講座等を実施し、安心・安全な地場産の食材、旬のものを取り入れ、食育指導を実施した。
- 障がいのある子どもを持つ家庭への支援として、乳幼児健診、やくそく健診を実施し、保育所や幼稚園入所児に対して巡回相談を実施し他機関と連携した支援を実施した。療育機関（機能支援センター）では、個別支援計画を作成し療育、保護者研修会、障がいの理解や子どもとの関わり等相談、助言・指導を実施しました。保育所では障がい児保育を実施し、配慮の必要な子どもに対して個別指導計画を作成し集団保育での発達保障に取り組み、療育機関と連携しました。
- ライフステージを通し一貫した支援を行うため、就学支援シートの活用し、学童期には専門チームによる巡回相談を実施した。また、障がい児関連施策のネットワークとして、関係機関による交野市子ども健全育成連絡会障がい児部会を実施しました。

【更なる取り組み】

- 児童虐待防止対策、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の充実。
- 出産から健やかな育児へと切れ目のない支援及び、ハイリスク妊婦フォロー及び、乳幼児健診未受診フォローの徹底。こにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問含む）及び、未熟児訪問により、産後早期の家庭状況の把握を徹底し、早期に必要な支援につなげることができるよう努める
- 健康教育や親育てへの支援を通じて保護者の問題解決力が高まるよう努める、疾病の早期発見・早期治療等につなげられるよう、医療に関する情報提供や健診等の実施
- 市内公立小中学校での思春期保健事業の実施を通して、各小中学校との連携（相談対応や情報提供等）を強化していく。喫煙に関しては、幼児、保護者、妊婦など様々な年代に向けての啓発を徹底していく。
- 食育に関しては、25 年度に策定した健康増進計画及び食育推進計画を踏まえて、関係機関等との輪を広げ、既存事業の充実及び拡充
- 障がい児のライフステージを通じ、一貫した障がい福祉理念と仕組みのなかで、障がい施策の検討、質の向上に努める必要がある。

4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが重要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを推進しました。

【これまでの取り組み】

- 将来、親となる子ども達に、乳幼児とふれあう場として、職場体験学習やふれあい体験（全中学校）を継続的に実施しました。
- 男女平等教育推進委員会及び教職員研修会を実施し、男女平等教育の推進を実施しました。
- どの子ども平等に教育を受けるという視点から幼保一元化の充実に努め、家庭や地域との連携を深めるため、就園前児童を対象に施設開放を実施した。また、就学前児童及びその保護者に絵本のすばらしさを伝える取り組みとして、乳幼児健診時にブックスタートを実施した。
- 個々に応じた教育の推進のため、情報交換、就学支援シートを活用しスムーズに就学できるように取り組み、少人数授業、道徳教育全体計画、年間指導計画を作成し、ICT機器の活用した指導方法の工夫改善を行った。
- 教職員研修において、教職員の意欲・資質能力の向上と学校組織の活性化のため、研修会を実施した。また、地域に根ざした学校づくりのために学校評議員を委嘱し学校運営の改善にむけた取り組みを実施し、学校の安全対策として、防犯教室、訓練を実施した。
- 教育コミュニティづくりを推進するため、学校外の多様な人材を活用し、フリースペース事業の学び舎キッズなどの放課後子供教室や、学校の応援団として地域が支援する学校支援地域本部事業などを実施した。
- 交野市スポーツ推進委員による専門的なスポーツ指導など、親子でスポーツ文化活動を気軽に利用してもらえる機会を多く設けることができた。
- 市民フォーラムを開催し、子育てについて交流しながら学びあえる機会を提供した。また、「交野おりひめ大学」を含め、子どもが参加できる各種イベントを実施した。
- 大阪府子ども家庭サポーターによる子育て経験者の実体験を交えた家庭教育学級は、子育てに不安をもつ保護者のよき先輩、アドバイザーとして充実した学級を開催した。

【更なる取り組み】

- 保育所、幼稚園から就学に向けての連携強化、子育てを学ぶ機会の充実
- 男女共同の子育てを推進する取り組み
- 男女共同参画教育の推進のための研修、幼少期からの取り組みの継続
- 職場体験学習、講習会等の継続
- スポーツ・文化活動の推進、図書館活動の推進

5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等において子どもの視点を盛り込んだバリアフリーを推進するとともに、ゆとりとうるおいが感じられる子育て環境づくりを進めます。

また、交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進しました。

【取り組み】

- 子育てにやさしいまちをめざし、公共施設に授乳室等を設置、ハード面の整備を行い、遊び場情報として、織姫ねっとに、地図と写真で情報発信を行った。
- 景観法に基づく景観行政団体の認定を受け、より良い景観施策の検討を進め、安全な住宅対策として、耐震診断・耐震改修補助を実施した。
- 安全な道路の整備、子どもへの交通安全教室、チャイルドシート使用の啓発普及を実施した。
- 子どもを犯罪から守るための活動として、子ども110番の周知、防犯講習会、非行防止教室等の実施し、子どもを地域で見守る取り組みとして、下校時の見守り等を実施した。

【更なる取り組み】

- 景観法に基づき、良好な景観、まちづくりの推進、
- 道路の整備及び交通安全の推進、チャイルドシートの普及啓発に努める
- 防犯講習会、設備整備、子どもの見守り活動の継続
- 相談体制の充実、地域での子どもの見守り活動の継続

第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

私たちのまち「みんなの“かたの”の夢」をめざす姿として、交野市に暮らす人、働く人たちの夢をもとに、身近な人物像になぞらえ、いくつもの夢を描くことから始まる基本構想に基づき、まちづくりを進めています。

基本構想では、様々な暮らしの夢のひとつとして、「子どもや若者が、それぞれの個性を育み、のびのびと遊び、学ぶ暮らし」を掲げています。

これまで、次世代育成支援行動計画においては、当時の基本構想の将来像である『星のまち☆かたの』をめざし、きらめく星空に彩られたまちで、元気な子どもたちの笑顔が輝くように、かけがえのない子どもたちを見守り育ててきました。

子どもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進展や就労形態の多様化などにより変化し、特に近年は個人の価値観や生活様式の変化・社会の変化に伴って、結婚しない人たちや子どもを生まない人たちも増加しています。

家族や子どもをつくる自由や権利については個々人の考えもありますが、生み育てにくい社会的・経済的な要因があれば、改善しサポートすることが必要です。

また、国による子ども・子育て新制度を踏まえ、私たちのまちでも、次の時へと夢と未来を育てていくための施策や事業を展開するため、家庭、地域、学校、企業など地域全体が循環して、つながりあいながら環（輪）を形成して、子どもたちを育てていく体制づくりが求められます。

この交野市子ども・子育て支援事業計画は、子どもを安心して生み育てることのできる基盤を整備するとともに、子どもも大人も個人として家庭・地域・社会のなかで成長し、未来へと意欲を持って願いをかけ、夢がかなえられるような交野市の実現をめざすものです。

子どもいっぱい 元気な“かたの” ～ 健やかに育ち、夢を持てるまち “かたの” ～

市ではこれまで、次世代育成支援行動計画において「子どもいっぱい 元気な“かたの”」の実現に向け、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「輝く存在」、「きらめく個性」であり、次代を担う子どもを育てること、子どもが育ち、大人とともに、みんなで育ち合うことは、持続可能な家庭と地域社会に向けて、みんながつながり循環していくための基礎となります。子どもたちは、本市にまばゆく明るい未来をつくり出す夢を持った存在です。

この計画においては、「星のまち☆かたの」といった、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として尊重され、のびのび健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連環でつくり上げていきます。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」と「交野市次世代育成支援行動計画
(平成 17 年度～平成 26 年度)」との整合を図るための視点について

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困などの社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とする。
- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が、親としての成長への支援、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。
- 社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要。

2 子育てしやすいまちづくりへの方向性

【方向性①】地域で育てるまちづくり

従来の子育て支援は、就労と子育ての両立支援が中心となっていました。しかし、一方で、在宅保育者において子育ての不安や負担を感じる人が多いことが指摘されています。地域で子育ての不安を抱えたまま孤立することのないように、また、子育てを楽しく安心してできるようにすることが求められ、地域で子育てを支え、親が自立できるように、すべての子育て家庭に対する支援を推進していきます。

【方向性②】時代を担う子どもがいきいきと生活できるまちづくり

最近の子どもの傾向として、社会性や自主性などの不足が指摘されるとともに、外遊びの不足から体力不足なども指摘されています。子どもは様々な人とふれあい、様々な体験をすることで人間関係や社会性、主体性、創造力などが育まれます。子どもが次代を担うかけがえのない社会の宝であることを、行政のみならず地域、企業等が共通に認識し、家庭、学校、地域でいきいきとした生活を送ることができるように、また、次代を担う大人として成長できるように支援していきます。

【方向性③】子どもを生み、育てたくなるまちづくり

本市における少子高齢化は着実に進行しており、市の活性化を図るためには、何よりも若者が市に魅力を感じて子育てをしたいと感じるよう、また、子育て家庭が喜びや楽しみを感じながら子育てができるように、「子育てしやすいまちづくり」を進める必要があります。子育て支援環境の整備に市をあげて取り組んでいきます。

3 基本視点

計画の基本理念及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を受け、以下の4つの基本視点に基づき施策の推進に努めます。

(1) 子どもたち自身の“子育て”の視点

子どもたちの心身ともに健やかな成長を尊重・保障するとともに、子どもの幸せを第一とする子どもたち自身の“子育て”の視点。

(2) 子育てをする人・家庭の“子育て”の視点

子育てに関する不安感や負担感を払拭し、家族を持つこと、子どもを生き育てることに夢と希望が持て、また、仕事と子育ての両立の困難さや男女の固定的な役割分担意識など、少子化の要因となっているあらゆる社会的な障がいを取り除き、安心して子どもを生き育てることができる、子育てをする人・家庭の“子育て”の視点。

(3) 地域の“和(なごみ)”の視点

様々な地域の支え合い機能が希薄化するなかで、地域の意識の再生を図り、あらゆる人々が自分の知識と経験をいかしながら子育て支援にかかわり、地域社会全体が子育て家庭に目を向け「地域の子どもは地域で育てる」という、地域の“和(なごみ)”の視点。

(4) 子どもの成長とともに感じる“喜び”の視点

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要であり、保護者も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を促すことで、子どもの成長とともに感じる“喜び”の視点。

4 施策の体系

計画における施策の方向性を以下のように整理します。

大項目	中項目	施策の方向	関連計画
1 地域ぐるみの子育ち・子育て支援への取り組み	(1)交流支援ネットワークの形成	①地域における子育て支援のネットワーク化 ②子育て相談支援体制の充実 ③子育て情報提供の充実	
	(2)地域との連携による子育て支援	①地域環境を活かした多様な活動の推進 ②子どもの居場所づくり ③世代間交流の推進	
2 すべての子育て家庭を支える取り組み	(1)仕事と生活の調和	①仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランスの推進 ②両立支援のための職場環境づくり	地域福祉計画 男女共同参画計画
	(2)すべての子育て家庭を支える多様な 保育サービス	①居宅における保育サービスの充実 ②多様なニーズに応じた保育サービスの充実	
	(3)自立支援と経済的負担の軽減	①ひとり親家庭の自立支援の推進 ②経済的支援の充実	
3 人権、いのち、健康を守る取り組み	(1)子どもの人権尊重と権利擁護	①児童虐待問題への対応 ②いじめ不登校への対応 ③児童生徒の不安・悩み、問題行動等への対応 ④子どもの意見を反映する仕組みづくり	母子家庭等 自立促進計画
	(2)母親・子どもの健康と安全の確保	①健診事業等の推進 ②訪問指導の充実 ③母子健康教育と相談事業の充実 ④小児医療等の充実及び不妊治療への支援	健康増進・食育推進計画
	(3)「いのち」、「食」、「人」とのつながりを大切にできる子どもの育成	①思春期保健対策の充実 ②「食育」への取り組み	障がい者(児)福祉長期計画
	(4)障がいのある子どもへの支援の充実	①障がいのある子どもを持つ家庭への支援 ②障がいのある子どもへのきめ細やかな	障がい福祉計画
4 子どもの豊かな育ちを支える取り組み	(1)次代の親の育成	①乳幼児とのふれあい機会や子育てを学ぶ機会の充実 ②男女共同参画教育の推進 ③就労・自立精神の育成	学校教育ビジョン 景観まちづくり計画
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①就学前教育の充実 ②特色ある学校教育の推進 ③地域に根ざした学校づくり	都市計画マスタープラン
	(3)生涯学習と家庭教育の充実	①スポーツ・文化・レクリエーションの充実 ②体験や交流機会の確保 ③家庭や地域での教育	
5 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み	(1)ゆとりとうるおいのある環境づくり	①子育てバリアフリーの推進 ②良質な住宅の確保 ③快適な住環境づくり	
	(2)子どもの安心・安全の確保	①交通安全対策の充実 ②防犯活動等の充実 ③子どもの見守りネットワークの充実	

第5章

施策の展開

1. 地域ぐるみの子育て・子育て支援への取り組み

子育てを地域社会全体で支えるためには、地域の関連機関等が連携し、子育て支援のネットワークを構築し、子育て家庭により身近でより利用しやすい子育て支援サービスの充実、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育て・子育て支援に取り組みます。

1-1 交流支援ネットワークの形成

1) 地域における子育て支援のネットワーク化

子育てを地域社会全体で支えるために、子育て支援者交流会、地区交流会を開催し、子育て支援活動を行う者同士の交流、情報交換を行い、顔の見える関係づくりを構築します。ネットワークを通じて、子育て家庭を地域全体で支え合うという意識を醸成するため、今後取り組みを継続し拡充します。

子育て中の保護者の活動支援を行い、保護者同士の交流ネットワークを支援します。

2) 子育て相談支援体制の充実

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業があり、待機児童解消や子育ての悩みなど子育てに関する事業やサービスについて、個々のニーズに応じて情報提供を行います。

3) 子育て情報提供の充実

平成 10 年度以来配布している「子育てマップ」に、乳幼児子育て家庭向けの各種事業案内、救急対応医療機関案内などを盛り込んだ情報を出産前（母子健康手帳交付）の段階から提供しており、今後も継続します。

・タイムリーな情報発信

【主な取り組み】

- 子育て支援者交流会、地域交流会の開催
- 子育て自主サークル活動支援
- 利用者支援事業の実施
- 子育てマップ作成
- 地域ポータルサイト「織姫ねっと☆かたの」への子育て支援情報提供及び情報配信
- 市ホームページの充実

1-2 地域との連携による子育て支援

1) 地域環境を活かした多様な活動の推進

本市は都市部に近い地域でありながら、多くの河川の恩恵を受けて農地が広がり、緑豊かな環境に恵まれています。子どもたちはこの自然豊かな環境の中で生まれ、豊かなこころと感性を培っています。このように自然環境には恵まれているもののそこに住む人々に関しては、核家族化などにより、地域での交流は少なくなり、人と人とのつながりは希薄化の傾向にあります。子どももまた、地域の人々とふれあう機会が減少し、それに伴って地域での子育ての基盤が崩れつつあります。今後、豊かな自然環境を生かした地域での子育て活動の充実と、豊かな自然環境を次世代へと継承していく必要があります。

2) 子どもの居場所づくり

放課後の子どもの過ごしかたをみると、家・公園などで友達と過ごしている子どもが多いことから、屋内の市民開放施設や広さのある遊び場を確保するとともに、また市の既存施設及び既存事業との連携による居場所づくりに努めます。

3) 世代間交流の推進

地域の子ども会活動の活性化を図り、年齢の異なる子ども同士の交流を広げ、子どもが社会性を身に付けながら友達づくりができるよう支援します。

経験豊かな中高年の方を対象に、保育所などへボランティアとして受け入れることにより、園児の情操教育と世代間交流の機会を創出します。

また、地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等の世代間交流活動事業を継続実施していきます。

【主な取り組み】

- 農業体験
- 子どもエコクラブ交流会
- 夏休み環境教室
- いきものふれあいセンター事業
- 子ども会活動への支援
- 子どもに関する地域活動情報の提供
- 公園等の維持管理
- 既存施設の利用（児童センター）
- 放課後子供教室
- 幼稚園、保育園の施設開放事業
- 保育所、幼稚園等における世代間交流の取り組み
- 校区福祉委員会活動、世代間交流事業との協働

2. すべての子育て家庭を支える取り組み

仕事と子育てが両立できるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルが選択でき子育てができる支援策や保育サービスの充実に努め、また、子育てにかかわる経済的負担の軽減に努めます。

2-1 仕事と生活の調和

1) 仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランスの推進

夫婦共働き世帯が増加し、本市の女性就業率も増加傾向にあります。両親ともに子どもとのふれあいの時間が十分に取れないといった回答が多くあることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた、持続可能な環境づくりが必要となっています。「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点をもって、今後の施策に取り組めます。

2) 両立支援のための職場環境づくり

仕事と生活の調和を目指し、子育てしながら働く人を理解し、支える職場環境づくりが重要な課題となっています。今後、市ができる支援として、働きながら子育てをする人を理解し、子育てを支援する職場環境の意識を醸成するとともに、子育てをしやすい職場環境の整備について啓発を継続します。

【主な取り組み】

- 子育てに関する意識啓発の推進
- 育児休業及び看護休業制度の普及啓発
- 家庭・地域における男女共同参画意識の啓発
- 家庭を支える職場意識の醸成
- ファミリー・フレンドリー企業の啓発普及
- 事業者に対する啓発活動
- 事業主・企業の取り組みの促進
- 事業所内託児施設の設置促進

2-2 すべての子育て家庭を支える多様な保育サービス

1) 居宅における保育サービスの充実

少子化や核家族化の進行により地域と子育て家庭のつながりは弱くなってきており、子育てをする親は、社会的に孤立し子育てに不安や負担を過剰に抱え込んでしまう傾向があるといわれており、在宅で就学前児童の子育てをしている親の場合（いわゆる専業主婦）では、特にその傾向が強いため、密室化、孤立化の子育てに陥りやすいものです。子ども連れで気軽に出かけられる場や、緊急時やリフレッシュしたい時に、一時的に子どもを預けられる場を求めていることから、つどいの広場や地域子育て支援センターなどの集える場を提供するとともに、一時預かり事業などの支援を一層拡充してまいります。

2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

本市において、社会経済情勢の変化とともに共働き家庭は増加し、就業構造の変化、就労形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。本市では、増加する保育所への入所希望に対応するため、保育所において定員の弾力的な運用を図るとともに待機児童解消に努めてきました。また、時間外保育事業の需要は年々増加傾向にあり、その対応も必要です。今後も、子育てをするすべての家庭に対して、多様なニーズに応じていくために、地域に開かれた幼児園・保育所・幼稚園の取り組みを進めるとともに、地域との連携をより一層進めます。

【主な取り組み】

- 子育て支援拠点事業の周知及び機能充実
- 保育所・幼稚園の子育て支援事業の充実（施設開放、各種教室）
- 一時預かり事業
- 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業の実施）
- 養育支援訪問事業
- ファミリーサポート事業の推進
- 認定こども園の開設及び保育の質の確保
- 待機児童の解消
- 延長保育（時間外保育事業）
- 病児保育事業
- 産前産後の保育所利用促進
- 保育所及び幼稚園の職員の資質向上
- 障がい児保育の推進
- 交流保育の充実
- 休日保育、夜間保育
- 特定保育などニーズに応じた保育サービス
- 放課後児童健全育成事業

2-3 自立支援と経済的負担の軽減

1) ひとり親家庭の自立支援の推進

全国・大阪府の離婚率は減少傾向にあります。本市における離婚件数は増減を繰り返しています。母子家庭・父子家庭ともにその数は増加し、子どもを取り巻く環境も変化しつつあります。このような離婚の増加は、子どもを取り巻く環境に変化をもたらしています。ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助など在宅支援なども必要となります。現在、ひとり親家庭などの保育所入園に際しては、通常の選考基準よりも配慮をしています。また、今後も引き続きひとり親家庭の自立と就業の支援を基本とし、生活支援や相談業務、就業支援を行っていくことが重要です。

2) 経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援として児童手当、児童扶養手当、子ども医療費の助成などを行っています。また、乳幼児医療費については、社会的要請が強いところであり、引き続き保護者の医療費にかかわる経済的な負担軽減に努めてまいります。これらの制度については、今後も周知啓発に努めていくことが重要となっています。

【主な取り組み】

- 母子家庭等自立支援事業
- 母子自立支援員の配置
- ひとり親家庭日常生活支援
- 母子寡婦福祉資金貸付事業
- ひとり親家庭に対する相談体制事業
- 保育園入所に際する配慮
- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付事業
- 育成医療
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭医療費助成
- 幼稚園就園奨励費補助金
- 公立小・中学校就学援助

3. 人権、いのち、健康を守る取り組み

児童虐待や不登校などの問題がより深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性が一層高まってきています。子どもがのびのびと成長していけるよう子どもの人権を守る取り組みを進めていきます。

また、安心して子どもを生みゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、母と子の健康づくりと子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期からの健康づくりや食育の取り組み、障がいのある子どもへの支援の取り組みを進め、子どものいのち、健康を守る取り組みを推進します。

3-1 子どもの人権尊重と権利擁護

1) 児童虐待問題への対応

虐待は子どもにとって重大な人権侵害であるとともに、場合によっては子どもの心身や身体に、後々まで残る傷を負わせることもあります。本市に居住するすべての子どもたちを虐待から守り、子どもとその家族に対して、適切な援助を行う体制を構築していくことを目的に、交野市要保護児童対策地域協議会を開催しています。協議会においては、関係機関が有機的な連携を図り被虐待児童の援助システムを検討するとともに、児童虐待の予防・早期発見に努めています。

また、虐待防止のための窓口として、家庭児童相談室(ゆうゆうセンター社会福祉課内)、健康増進課、大阪府中央子ども家庭センター、交野市教育センター、大阪府四條畷保健所などがあり、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員も相談窓口となっています。母子保健事業においては、4 か月児、1 歳6 か月児健診における未受診者への訪問、マタニティー教室、育児相談、健康診査、ハイリスク妊婦への訪問などを通じ、虐待の発生予防、早期発見に努めています。

2) いじめ不登校への対応

いじめ、不登校への対応としては、交野市教育センターの教育相談員・心理カウンセラーや中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、相談体制の強化を図り早期発見・早期対応に努めています。

今後はさらに、スクールカウンセラーの認知度を高めるために、教育相談員、心理カウンセラー、スクールカウンセラーの存在の周知に努めてまいります。

3) 児童生徒の不安・悩み、問題行動等への対応

0~18 歳までの児童と家庭のあらゆる相談に応じる家庭児童相談室を設置し、そのなかで必要に応じて各種検査やプレイセラピー、保護者・児童面接を適宜行っています。しかし、治療機関ではないことから、より専門的対応が必要な場合は、子ども家庭センターや医療機関などの紹介を行っています。

【主な取り組み】

- 児童虐待防止の啓発
- 要保護児童対策協議会(虐待ネットワーク事業)
- 児童虐待防止研修会(関係者研修、市民研修、実務者研修)
- 教育相談事業
- スクールカウンセラーの配置
- 教職員研修
- 生徒指導体制

3-2 母親・子どもの健康と安全の確保

1) 健診事業等の推進

母子健康診査事業は、妊婦健康診査、乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査を行っています。また、2歳6か月児歯科検診では、歯科検診に加え、育児相談、栄養相談など各種相談を実施しており、育児不安の軽減を目的とする相談の場となっています。

2) 訪問指導の充実

就学前児童健診や就学前児童育児相談、訪問指導などにおいて経過観察が必要とされた就学前児童に対して健診を実施しています。ハイリスク者に対しては、訪問・面接など継続的な支援を行っています。今後は4か月児健診、1歳6か月児健診未受診者への訪問を積極的に行い、きめの細かい健診事業を行っていくことが重要です。また、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの保健指導と健康管理を行うために、妊産婦健診事業を実施しています。また、妊産婦訪問・新生児訪問などを実施し、妊娠期からより良い育児環境整備を図っています。

3) 母子健康教育と相談事業の充実

母子健康教育、各種相談事業については、親同士の交流や育児不安の解消のため、マタニティー教室、育児相談、子育て講座などを実施しています。今後、母子相談事業の充実及び、育児情報の提供を図るとともに、孤立しない子育てができる環境づくり・まちづくり・親づくりを進めていくことが重要です。

4) 小児医療等の充実及び不妊治療への支援

感染症から子どもの健康を守るためにも今後も継続して、より接種率向上に努めることが重要です。利便性を考慮し、かかりつけ医のもとでより安全な接種を実施しています。

子どもの急な病気に対応できる知識や情報、また、救急医療体制の整備が重要となります。小児救急医療について、適切な利用の仕方の啓発を進めるとともに、緊急時の相談窓口や救急医療に関する情報提供や、小児救急医療体制の整備が必要となっています。

また、不妊治療に関する情報を提供します。

【主な事業】

- 乳幼児健診事業
- 巡回相談事業
- 機能支援センター（のびのびグループ）
- ハイリスク妊婦フォロー
- 母子訪問指導事業
- 妊婦健康診査事業
- 新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問（乳幼児家庭全戸訪問事業）
- 母子健康教育事業（マタニティー教室・ぐんぐん教室・ミルキィベビー教室）
- 緊急・夜間医療機関の情報提供
- 疾病予防・早期発見等の促進
- 不妊治療への支援

3-3 「いのち」、「食」、「人」とのつながりを大切にできる子どもの育成

1) 思春期保健対策の充実

思春期における性教育は、全校全学年を対象に平成15年度より実施しています。また、平成14年度から、親から子へ性について話ができるように、PTA会員を対象に思春期講座を開催しています。性及びエイズに関する教育は、人権尊重・男女平等の精神を基盤として、すべての教育活動を通じて計画的な指導を図っていますが、今後、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた啓発も含めて、包括的に進めていくことが必要です。

思春期におけるこころの問題にかかわる相談体制や専門家の確保については、国の配置事業であるスクールカウンセラーや交野市教育センターなどに教育相談員を配置することにより教育相談体制の充実を図っています。

2) 「食育」への取り組み

離乳期の乳児を持つ母親を対象に、離乳食を適切に進めてもらうため、離乳準備期～初期と、中期～完了期に分けた離乳食講習会や幼児食講座の開催、健診時の食生活へのアドバイス実施など、これらの取り組みにより食生活の知識・技術の習得を促しています。現在は講座の対象が保護者であることが多いため、豊かな食体験を育むために、子どもが自ら調理体験を行える体験活動的な子ども向き講座の実施や小児期の生活習慣病予防の啓発や講座の実施などを進めています。また、地域・家庭において、食育を進めていくために、行政との連絡・連携の場や身近な地域で食育を推進していくボランティアの養成などが必要となっています。

また、特に中高生では、健康的な食習慣が身につけられるように学校で教育を実施していくとともに、保護者にも朝食の重要性などを啓発します。

【主な事業】

- 思春期における健康教育
- いのちや性に関する教育
- 喫煙、飲酒、薬物に関する教育
- こころの相談体制（教育相談）
- 食育推進計画
 - ・ 家庭における食育の取り組み
 - ・ 保育所・幼稚園・学校における食育の取り組み
 - ・ 保育所・幼稚園・学校の給食の充実
 - ・ 食の安全に関する 情報提供

3-4 障がいのある子どもへの支援の充実

1) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

「交野市第3次障がい者(児)福祉計画」に基づくノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある子どもが社会の一員として地域社会で自主的に生き、ともに成長することが重要です。本市では、障がい児・障がい者が社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けることができるよう、様々な取り組みを推進しているところです。今後もその取り組みを継続し、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会とともに育つ支援を推進していくことが重要です。

乳幼児を対象に疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、各成長段階と特性に合わせた健康診査を行います。また、公私立幼稚園・保育所の在園児を対象に園所長の依頼により、児童の発達段階に応じた助言や指導を行います。

2) 障がいのある子どもへのきめ細やかな保育・教育の推進

保育所、幼稚園、小学校の入園・入学に際しては、こどもゆうゆうセンターや関係機関と調整を図りながら障がい児の受け入れを行っています。また、放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れについては、必要に応じ関係機関と調整し、受け入れを行っています。今後も障がい児の放課後活動の場所づくりが必要です。

日中一時支援事業（放課後等デイサービス事業）については、障がい児にとって、放課後や夏休みなどの居場所の1つとして活用が期待されているところですが、交野市内や近隣市でサービス提供を行う事業者数が少なく、社会基盤整備の充実が課題となっています。

【主な取り組み】

- 巡回相談事業
- 支援教育コーディネーター事業
- 支援教育リーディングチーム
- 発達支援事業
- 日中一時支援事業の充実
- 放課後等デイサービス
- 障がい児関連施策検討部会
- 障がい児保育
- 児童発達支援センターの整備
- 放課後児童会への障がい児の受入
- 障がい児にかかわる職員の資質の向上
- 幼稚園、保育所、小学校と一貫した支援教育

4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが重要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを進めます。

4-1 次代の親の育成

1) 乳幼児とのふれあい機会や子育てを学ぶ機会の充実

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが年齢の低い妹弟の世話をしたり、近所の子どもたちと遊んだりするなど就学前児童とふれあう機会が減少しています。現在、中学校の選択教科履修で幼稚園での保育体験学習や職場体験学習、また、家庭科で保育体験をするなど中学生が就学前児童と交流する機会の拡充を図っています。

2) 男女共同参画教育の推進

家庭において男女ともに家事や育児を協力しあって行う男女共同参画の意識も浸透しつつありますが、依然として性別役割分担意識も根強く残っています。今後、マタニティー教室などの各種妊産婦・両親向け事業の中でも、性別役割分担意識にとらわれることなく、父親が家事・育児を担うことの重要性を啓発していきます。

各学校においては、性別による決め付けのない指導内容の工夫・改善、性別役割分担にとられない職業指導・進路指導、人権尊重に基づいた教育実践などの取り組みを進め、教職員研修や男女平等教育の推進を図っています。今後も、家庭での家事や育児、仕事や職業選択を平等に行っていけるよう、男女平等教育を継続します。

3) 就労・自立精神の育成

子どもは将来、家庭を築き、子どもを生き育て、次代の社会を支える重要な役目を担っています。そのためには、勤労観・職業観や自立意識を育むとともに、男女が協力して家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する学習機会を提供・充実していくことが重要となっています。

【主な事業】

- キャリア教育（職場体験学習）
- マタニティー教室
- 地域子育て支援事業
- 男女平等教育推進委員会及び研修会の開催
- 男女共同参画社会推進事業
- 進路指導
- 児童生徒の職業観・勤労観の育成
- 地域就労支援事業

4-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

1) 就学前教育の充実

情報化、国際化、少子化など社会構造の急速な変化や国民の意識・価値観の多様化により、学校教育に対する要請が多岐にわたってきています。交野市では、「どの子どもも平等に教育を受ける」という教育機会均等の立場から、就学前2年のすべての幼児を同じ施設のなかで同一の保育を行い就学させるという考えのもとに市立の幼稚園と保育所を併設し、幼保一元化の保育を行っています。

2) 特色ある学校教育の推進

各小中学校においては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個々に応じた教育を推進するため、少人数指導の実施、指導方法の工夫・改善を図っています。また、子どもの興味・関心に応じた魅力ある授業を展開するため、地域のボランティアをはじめ学校外の多様な人材を効果的に活用しています。さらに、子どもの豊かな心を育むため、自然体験活動や社会体験活動など、豊かな体験による内面に根ざしたこころの育成に努めています。

今後、さらに学校で様々な体験活動を実施し、地域のボランティアの方々との交流を通じて、異なる年代間での交流を促し、より一層豊かな心を育てていきます。

3) 地域に根ざした学校づくり

学校の安全対策については、大阪府警の協力により小学校での防犯教室を実施するとともに、各小中学校において危機管理マニュアルを作成し、防犯訓練などを実施することにより、安全に関する指導徹底を図っています。

各小中学校の管理職や教職員を対象にインターネットモラルの研修を行い、児童生徒への適切な指導がなされるよう取り組みを進めています。また、教職員の意欲・資質能力の向上と学校組織の活性化のため、平成16年度より教職員の評価・育成システムを継続実施してまいります。

【主な事業】

- 幼稚園における幼児教育の充実
- 幼稚園、保育所と小・中学校の連携
- ブックスタートの推進
- 道徳教育、人権尊重の教育、キャリア教育
- 生徒指導
- 読書活動
- メディアリテラシー教育等の充実
- 学校ボランティアの人材活用
- 学校コミュニティづくりの推進
- 教職員の資質向上への取り組み
- 学校評議員の活用
- 学校のリスクマネジメント 防犯教室

4-3 生涯学習と家庭教育の充実

1) スポーツ・文化・レクリエーションの充実

子どもたちの多様なスポーツ文化ニーズに応えるため、講師の紹介や活動場所の提供など、活動を支援します。さらに、図書館等でおはなし会、絵本の読み聞かせについての講座、ゆうゆうセンターで実施しているブックスタート事業などを引き続き実施し、絵本を通しての子どもたちの成長を支援します。

2) 体験や交流機会の確保

多様な地域との交流を学校・地域レベルで進め、地域性や文化の多様性を理解できる子どもを育成します。

姉妹都市をはじめ、海外都市と学校間等で交流を進めるとともに、外国人との交流機会の拡充を図り、国際感覚ある子どもたちを育成します。

3) 家庭や地域での教育

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。

家庭教育が重要であるという認識を地域全体が共通の課題として持ち、子育て家庭への意識啓発が必要です。また、保護者が自信と責任感を持ち家庭での子育てができるよう、多様な子育てにかかわる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備が求められています。また、保護者同士の交流の場を設けるなど、地域の中で保護者が孤立せず、助け合って育児を行っていただけるような環境も必要です。

【主な活動】

- 地域文化活動の推進
- 地域におけるスポーツ活動の推進
- 地域家庭文庫活動への支援
- 図書館活動の充実
- 多様な地域の交流の推進
- 国際交流の推進
- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- 家庭教育に関する相談体制の整備
- 教育コミュニティづくりの推進

5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等において子どもの視点を盛り込んだバリアフリーを推進するとともに、ゆとりとうるおいが感じられる子育て環境づくりを進めます。

また、交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進します。

5-1 ゆとりとうるおいのある環境づくり

1) 子育てバリアフリーの推進

子どもや、子育てをする人にとって安心・安全なバリアフリーのまちづくりに向けた取り組みが必要です。子育て家庭を含むすべての地域の人が快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備を行っていくことが必要となっています。既存施設の活用について、実施に向け検討します。

2) 快適な住環境づくり

子育て家庭の住宅に関するニーズは多種多様化していますが、子どもが健やかに育つためには良好なゆとりある居住環境の整備が必要となっています。

市では、平成12年から、良好な住環境や都市景観を保全・整備・創出するとともに、市民の自発的なまちづくり活動を促進・支援し、秩序ある土地利用の形成を図り、もって永住魅力あるまちづくりを確保することを目的とする景観まちづくり条例に基づき景観まちづくり施策を進めてきました。平成26年度から交野市全域を対象として景観法に基づく『交野市景観まちづくり計画』を施行し、良好な景観の形成を推進しています。

安全対策としては、地震による被害の減少を図り、その後の復旧活動を経済的かつ円滑に進めることができるよう、地震に強いまちづくりを行います。また、シックハウス対策の基準をクリアした住宅性能表示など、良質な住宅取得などに関する情報を提供します。

【主な活動】

- 子育てにやさしいまち
- 開発に伴うバリアフリーの指導
- 子育てマップ、織姫ねっと等で子どもの安全な遊び場の情報提供
- 景観法に基づく「交野市景観まちづくり計画」の推進
- 安全な住宅への対策の充実 耐震診断、耐震改修

5-2 子どもの安心・安全の確保

1) 交通安全対策の充実

本市では、交通量の多い道路においても歩道が設置されていない道路がみられます。子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体などとの連携・協力体制の強化を図り、運転者、歩行者などの道路利用者に対する交通法令等の遵守や交通マナーとモラルの向上など、交通安全意識を高めるとともに、安全な道路の整備を継続します。現在小学校では、交通安全に関する映画と講話（1年生）の実施、自転車の正しい乗り方と走行練習（4年生）などの安全教育を実施しています。また、幼児に対しては、たんぽぽクラブ（保育園）と、希望される保育園で安全教育を実施しています。

また、幼児の視界が狭いことを大人が体験できる紙製「視野確認めがね」を1歳6か月児健診時に配布し、4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳6か月児健診において、子どもの事故予防チェックリストを実施するなど事故予防に努めています。

2) 防犯活動等の充実

近年、凶悪犯罪が増加するなかで、子どもがその犯罪の被害者となるケースも増加しています。現在本市では、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、子どもたちが助けを求めて駆け込む「こども110番の家」を設置し、子どもたちを犯罪から守る運動を推進しています。学校・PTA・自治会などの協力のもと、犯罪の抑制・防止や地域住民の防犯認識高揚のため「こども110番の家」の旗やステッカーを自宅の玄関など目立つところに掲示していただいております。10小学校区に2,108件の協力家庭があります。また、子どもの安全と地域犯罪の防止につながるよう、子どもを犯罪から守る取り組みとして公用車を活用した「動くこども110番」事業を実施しています。各地区や青少年指導員会等と協力し、子ども安全パトロール車による青色回転灯パトロールを実施しています。

3) 子どもの見守りネットワークの充実

教育委員会及び交野警察との情報の提供・交換の実施、警察、少年補導員、青少年指導員、市防犯協議会、教育委員会との合同パトロールを引き続き実施します。

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある凶書類の販売などの状況を青少年指導員及び府との連携により把握し、有害環境を浄化し、健全化に取り組みます。

【主な活動】

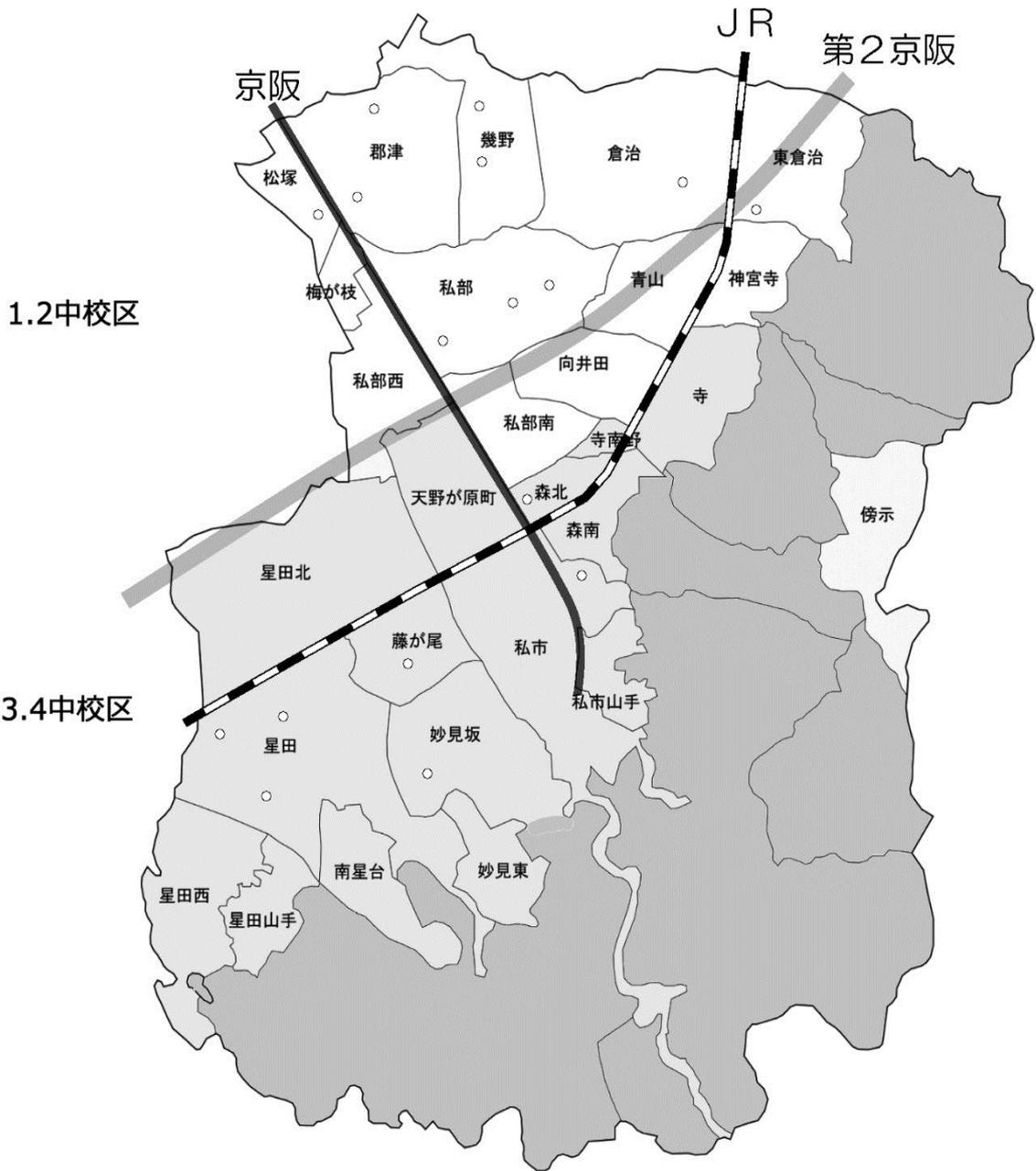
- 安全な道路の整備
- 交通安全教育の推進
- 「こども110番」の周知及び取り組みへの支援
- 「動くこども110番」の取り組みの推進
- 防犯講習会
- 犯罪に関する関係機関の連携強化
- 防犯設備の整備
- 子どもの安全見守りパトロール
- 教育相談、スクールカウンセラーの活用
- 非行防止教室、パトロール
- 青少年健全育成活動の推進
- 有害環境対策の推進

第6章

計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を「1. 2中学校区」と「3. 4中学校区」の2区域に設定します。



2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

(2) 2号認定①<3～5歳 幼児期の学校教育の利用希望が強い児童>

【事業内容】

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用や、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(3) 2号認定②<3～5歳 幼児期の学校教育の利用よりも保育希望が強い児童>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(4) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、既存施設の定員増員や平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成 25 年度 (実績)			平成 27 年度			平成 28 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み		1,212	701	423	973	828	573	931	793	567
②確保の方策	特定教育・保育施設	—	—	—	180	711	445	385	722	489
	確認を受けない 幼稚園	—	—	—	1,171	0	0	902	0	0
	特定地域型保育 事業	現在 調整中								
	計	—	—	—	1,351	711	445	1,287	722	489
差 (②-①)					378	-117	-128	356	-71	-78

(単位：人)		平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性なし
①量の見込み		900	766	557	883	750	544	863	733	538
②確保の方策	特定教育・保育施設	487	740	489	671	755	489	671	755	489
	確認を受けない 幼稚園	815	0	0	616	0	0	616	0	0
	特定地域型保育 事業	現在 調整中								
	計	1,302	740	489	1,287	755	489	1,287	755	489
差 (②-①)		402	-26	-68	404	5	-55	424	22	-49

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育園、幼稚園

特定地域型保育事業：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保】

(単位：か所)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	2	2	2	2	2
②確保方策	—	0	1	2	2	2
差 (②-①)	—	-2	-1	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、よりきめ細やかな情報提供・相談支援を行い、利用者支援機能の充実を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,057	12,460	12,254	11,999	11,831	11,625
②確保方策	—	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差 (②-①)	—	540	746	1,001	1,169	1,375

【確保の方策】

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、既存の4拠点を充実していきます。

(3) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位： のべ回数)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,332	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
②確保方策	—	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(4) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:実人数)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	542	518	512	505	500	498
②確保方策	—	518	512	505	500	498
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(5) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:実人数)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	2	3	4	5
②確保方策	—	1	2	3	4	5
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切な養育の実施を確保するため、着実に事業を実施していきます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人泊)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	12	12	12	12	12
②確保方策	—	12	12	12	12	12
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で実施していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリーサポートセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,944	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
②確保方策	—	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
差(②-①)	—	775	805	832	855	875

【確保の方策】

今後も安定して提供会員を維持するため、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。

(ア) 1号認定による定期的利用（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	973	931	900	883	863
②確保方策	—	973	931	900	883	863
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

(イ) 2号認定による定期的利用

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
②確保方策	—	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

(ウ) その他の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,670	13,651	13,394	13,153	12,712	12,323
②確保方策	—	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
差 (②-①)	—	-451	-194	47	488	877

【確保の方策】

現在において、幼稚園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

また、既存の保育園等での一時預かりなど、様々な保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

(9) 延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の 2 区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	831	710	681	655	632	613
②確保方策	—	710	681	655	632	613
差 (②-①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在、すべての保育園で 7 時～19 時までの延長保育事業を実施し、一部の私立保育所においては、19 時 30 分までの延長保育を実施しています。今後も、各区分において必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を、確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	725	695	668	645	625
②確保方策	—	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
差 (②-①)	—	475	505	532	555	575

【確保の方策】

今後も保護者のニーズに対応するため、設置箇所数の増に向け、医療機関等への事業周知も併せて行っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	638	721	692	665	642	642
②確保の内容	—	810	810	810	810	810
差 (②-①)	—	89	118	145	168	187

【確保の方策】

国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、本市の各地区における放課後児童対策を構築します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関する考え方と推進体制

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされている。

第7章

計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・府との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

【計画の点検・評価体制】

